

令和３年度第１回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	令和３年度第１回津市公契約審議会
2 開催日時	令和３年１１月１日（月） 午後３時００分から午後４時５０分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎４階 庁議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 西川 源誌（会長）、田邊 三郎、橋本 正治、村山 篤、 山口 登 （事務局） 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 調達契約課長 織田充彦 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 伊藤良成 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 物品調達契約担当副主幹 横山貴之 工事契約担当主査 井原崇視
5 内容	(1) 令和２年度の労働報酬下限額試行結果について ア 業務委託の試行結果について イ 工事の試行結果について (2) 令和３年度の労働報酬下限額試行状況について ア 業務委託の試行について イ 指定管理の試行について ウ 工事の試行について (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	１人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 ０５９－２２９－３１２２ E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは、令和3年度第1回津市公契約審議会を開催させていただきますが、会議に先立ちまして総務部長より一言御挨拶を申し上げます。

事務局 【総務部長挨拶】

事務局 それでは、西川会長、議長として会議の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中お集まりいただき、ご苦労様です。前回に引き続き、活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開としております。

傍聴者の方におかれましては、会議の運営を妨げるもののないよう、お静かに傍聴していただくことをお願いします。

会長 それでは、議事を進めてまいります。「事項書1 令和2年度の労働報酬下限額試行結果について (1) 業務委託の試行結果について」ですが、まず事務局に説明を求めます。

事務局 <概要>

- ・昨年度に実施した4件の試行案件の結果報告。全労働者に対し、労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認。
- ・アンケート結果からは、労働報酬下限額については妥当との意見が多数を占め、また、労働状況台帳については個人の賃金を記載することについて難色を示す意見があった。
- ・労働報酬下限額の設定金額については、令和2年度の試行においては妥当であったと考えられる。また、労働状況台帳の提出については実効性の担保のためには必要不可欠なものであると考えており、現在の試行においても個人名ではなく労働者A等と記載することを認めており、今後も個人情報の保護に配慮しながら提出は求めている。

会長 分かりました。では、業務委託の試行について、何か御意見・御質問はありませんか。

委員 別紙1の試行案件に係る入札参加者数が示されていますが、事務局は参加者数についてどのように考えられますか？

事務局 試行案件ではない類似案件と比べましても入札参加者数に大きな差はないため、試行案件であることが入札参加に与えた影響は少ない

ものと考えます。

委員 労働状況台帳作成時に個人名を記載せず労働者A等として提出することができるのですが、金額を知られたくないと考える事業者もいるのではないのでしょうか。特に下請業者は労働報酬の支払状況を元請業者に知られたくないと考えるのではないのでしょうか。

また、労働報酬を上げようとしている中で、落札率が低い案件が見受けられる点も気になります。

委員 業務委託は最低制限価格がないので、価格競争の中でこういった結果が出る場合があるということですね。

委員 業務委託は、業務に対する人員の数が把握できている中で、予定価格と落札金額との差が開いたという結果となっているため、労働者に十分な労働報酬が支払われているのかが気になりました。

委員 事務局からの説明にもありましたが、落札率は低かったものの、結果としては、労働報酬下限額以上の報酬は支払われたということですね。

事務局 業務委託の予定価格積算時においても業務を行うのに、労働者は何人必要というのを想定して積算していますが、業務を何人で行わなければならないというものを決めているものではありませんので、双方の積算の差が予定価格との差になったものと考えます。落札率が極端に低い案件については履行体制調査を行うなどの方法も検討したいと考えています。

委員 市が5人で積算していても事業者が3人で積算して入札した結果、落札率が下がるということも有り得るということですね。

委員 今回の場合、市が5人で積算した業務を3人で行ったとすると、その3人に残業が発生する等のしわ寄せがいくことは考えられませんか。また、5人とした積算は正しかったと言えるのでしょうか。

事務局 市は標準的な人数で積算しています。その積算に対し、事業者は積算より少数の熟練労働者を配置する等して事業費を圧縮しているという場合については問題はないものと考えています。

会長 ほかに何かございますか。
ないようですので「事項書1 令和2年度労働報酬下限額の試行結果について (2)工事の試行結果について」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

<概要>

- ・一般労働者、見習い労働者等、交通誘導警備員の3区分で労働報酬下限額を設定し、実施した5件の試行案件の試行結果の報告。全労働者に対し、労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認。一般労働者は最低賃金を大きく上回っているが、交通誘導警備員は最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者が一定数存在した。また、見習い労働者等の区分に該当する労働者はいなかった。
- ・アンケートからは労働報酬下限額については全ての元請業者と多くの下請業者からは妥当との回答であった。また、労働状況台帳の記入方法がわかりにくい、労働状況台帳を元請業者に見られたくないとの意見があった。
- ・労働報酬下限額の設定については、令和2年度の試行における設定方法及び金額でも概ね理解を得られるものと考えられる。また、今後、労働状況台帳については、労働報酬下限額試行マニュアルの内容を見直し、わかりやすいマニュアルを作成するように努める。労働状況台帳を元請業者に見られたくない場合の提出方法については、現行どおり労働状況台帳を厳封して提出することで対応する。

委員

労働状況台帳は市に直接提出したいとの意見があったようですが、直接市に提出することはできないのでしょうか。

事務局

労働状況台帳は、現在のところ市に直接提出することはできません。元請業者に内容を見られたくない場合は厳封して提出していただくこととしています。

委員

この点につきましては、今後改善される予定はあるのでしょうか。

事務局

今後も受注者である元請業者の責任において、取りまとめを行っていただきたいと考えています。

委員

取りまとめというのは、下請業者から労働状況台帳を集めるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員

試行を開始した時点では労働状況台帳の内容確認を行い、内容に誤りがあれば指導するとのことでしたが、今は集めるだけということですね。

事務局

はい。

委員

労働状況台帳を市に直接提出したいとアンケートに記載した事業者に対し、何らかの回答は行ったのでしょうか。

事務局 御意見への回答は行いませんが、アンケートの内容は確認させていただき、改善できるところは改善してまいります。

委員 労働報酬下限額試行マニュアルをわかりやすくすることですが、我々委員は現在のマニュアルを見たことがありませんので、どのように改善すべきか意見を申し上げにくいですが、できるだけわかりやすいマニュアルを作成していただきたい。

また、試行結果を見ますと、一般労働者は最低賃金を大きく上回っていますが、交通誘導警備員の方は最低賃金に近い労働者も存在するようですね。ほとんどの土木工事において、交通誘導警備員の配置は必要で、工事を安全に行うためには交通誘導警備員は重要だと思いますが、その交通誘導警備員が低賃金であることは気になりました。

事務局 マニュアルについては後ほど委員の皆様にお配りさせていただきます。労働状況台帳の記入方法については、事業者が初めて見る書式であり、何をどのように書けばいいのかわからないということだと思いますので、今後記入例等の見直しを行います。

また、委員の御意見のとおり、交通誘導警備員については賃金が低いという実態がありますので、市としては、まずは交通誘導警備員や清掃作業員のような最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者の賃金を確保することを目的としたいと考えています。また、後ほど説明しますが、10月1日から最低賃金が上がったことにより労働報酬下限額と最低賃金が逆転したということもありますので、この点も考えながら労働報酬下限額の設定金額を検討していきたいと思います。

委員 一般労働者のうち熟練労働者と未熟練労働者の区別がないのでわかりませんが、最低金額と最高金額にかなり開きがあるように思います。最低金額の労働者は比較的経験が少ない労働者なのだと思いますが、労働者の経験年数や技術等がわかれば賃金の額が妥当なのか検討しやすいのではないのでしょうか。

事務局 労働状況台帳には年齢等を記載する欄は設けていませんので、経験年数は未確認です。

委員 工事現場には普通作業員や重機のオペレーター等多くの職種の労働者がいますが、全て一般労働者に該当するということですか。

事務局 職種を問わず、交通誘導警備員以外の全ての労働者が一般労働者に区分されます。

委員 交通誘導警備員の賃金が低いとの話でしたが、その原因は交通誘導警備員の設計金額が低いためではないのでしょうか。設計金額が低いと当然労働者の賃金も低くなります。労働報酬下限額の主旨は適切な金額で設計を行った上で、適切な賃金を支払ってくださいということに

あると思います。

事務局 設計金額は今回の試行結果と比べると、もう少し高い水準にありますので、こういった事実も勘案して下限額の設定は必要かと考えています。

委員 日当に換算すると4万円を超える労働者もいますね。

事務局 当該労働者は特殊な技術を持つ労働者ではないかと考えます。

委員 設計には特殊な技術を有する労働者の賃金も反映しているということでしょうか。

事務局 当該労働者の賃金は設計した金額以上の賃金だと思われませんが、その賃金でないと当該労働者に従事していただけなかったのではないかと思います。

委員 特殊な技術を有する労働者は一般的な労働者とは状況が異なりますので、今回の議論からは除いた方がよいのではないのでしょうか。

事務局 御意見のとおり特殊な技術を有する労働者が従事するケースは稀ですので、サンプルとしては適当ではないかもしれません。

委員 労働状況台帳の記載方法がわかりにくいとの意見がありましたが、誰が見ても理解できるような書式でないと事業者の負担になると思いますのでわかりやすいマニュアルの作成をお願いします。

事務局 労働状況台帳の作成はほとんどの事業者が初めてだと思いますので、可能な限りわかりやすい書式になるように努めます。また、委員の皆様にはお配りしたマニュアルをご覧ください、お気づきの点があれば御意見をいただければと思いますが、マニュアルはページ数も多く、この場で確認をするのは難しいと思いますので、御意見があれば後日事務局の方へお願いします。

会長 ほかに何かございますか。

 ないようですので「事項書2 令和3年度の労働報酬下限額試行状況について (1)業務委託の試行結果について」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 <概要>
・ 予定価格が1,000万円以上で、かつ競争により契約している特定公契約の中から10件を選定し、試行を行っている。
・ 労働報酬下限額は当初890円で設定していたが、三重県の最低賃金が902円に改定されたことから、令和3年10月1日から90

2 円を労働報酬下限額としている。

- ・受注者から提出された第 1 回目の労働状況台帳からは全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認したが、最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者が大半を占めるとともに、10 月 1 日に改定された最低賃金を下回る労働者も存在した。
- ・今後の労働報酬下限額の設定にあたっては実質的な効力を有する金額を設定する方法を検討していく必要がある。
- ・アンケート結果からは令和 3 年度の試行方法や労働報酬下限額のコ
金額設定については、現時点では概ね妥当なものとして受け止められているものと考えられる。

会長 わかりました。それではこの件について御意見、御質問はございませんか。

委員 890 円というのは前回の審議会での高卒初任給を勘案した額だったかと思いますが、この金額は最低賃金未満ですね。

事務局 前回の審議会での労働報酬下限額を 890 円に設定することをご承認いただき、令和 3 年度の試行を実施していましたが、10 月 1 日から三重県の最低賃金が改定され 902 円になったことから、労働報酬下限額を上回ることとなりました。そのため、10 月 1 日から労働報酬下限額を三重県の最低賃金と同額の 902 円としました。

委員 現在の労働報酬下限額は 902 円ということで、最低賃金と同額になっているということですが、労働者の立場からすると良いとは言えないと思います。

事務局 労働報酬下限額を 890 円に設定した時点では三重県の最低賃金は 874 円であり最低賃金を上回っていましたが、最低賃金が改定され、結果的に労働報酬下限額を上回ることとなりました。このような場合、労働報酬下限額を最低賃金と同額とし、試行を続けることとしています。

委員 10 月から最低賃金が一気に 20 円以上も上がり厳しいとの意見もありますが、公契約条例導入時に最低賃金があるのに労働報酬下限額を別に設定する必要があるのかという意見もある中で、津市では何年も労働報酬下限額について議論しており、前に進んでいるのかと思っていましたが、最低賃金と労働報酬下限額が同じという結果になると、前に進んでいた議論が後退しているように感じてしまいますが、どのようにお考えでしょうか。

事務局 委員の御意見のとおり、10 月から最低賃金が労働報酬下限額を上回ったことから、労働報酬下限額が最低賃金と同額という状況になっ

ていますが、市としてもこの状況は問題があると考えており、実効性のある労働報酬下限額の設定金額を検討する必要があると考えていますので、来年度の労働報酬下限額については改めて金額設定を行います。一方で、あまり労働報酬下限額が高すぎると事業者の経営を圧迫することになりかねませんので、社会経済の情勢も見据えバランスの取れた金額設定を検討します。

会長 ほかに何かございますか。

委員 資料のグラフを見ると、委託と工事で賃金に差があることがわかりますね。

事務局 今回の業務委託の試行案件では工事という交通誘導警備に近い清掃業務や、警備業務といった職種の労働者が多いことから、このような結果になったのだと考えています。

委員 今回の話とは直接関係ないかもしれませんが、落札率が34.8%の案件がありましたので、この契約金額で業務をやっているのかどうかと心配になります。

委員 予定価格と契約金額に大きな差が出るということは予定価格自体が正しいのかということにもなると思うのですが、市はどのようにお考えでしょうか。

事務局 業務委託の予定価格の積算方法は参考見積もりを勘案して設定する場合や、工事のように積算する場合もありますので、統一した積算基準がある工事とは異なりますが、予定価格の設定については適正に行われているものと考えます。また、当該業務については、落札率が低かったとしても今のところ報酬の支払や業務の履行は適正に行われています。今後、仕様どおりの業務が履行できていない場合は必要な措置を講じます。

委員 同じような業務であれば予定価格も同程度になるのでしょうか。

事務局 同程度になると思われます。

委員 当該業務は最低制限価格が設定されていないことから34.8%の落札率になったものだと思いますが、低い落札率であっても業務を適正に履行できるということであれば、この予定価格自体が正しいのかという話になると思います。そうならないように市は、落札率の低い案件については業務の履行確認をしっかりと行っておくべきだと思います。

事務局 御意見いただいたことについては、しっかり履行確認を行っていき

ます。また、本市には履行体制調査という制度があり、契約に当たって履行ができる体制が整っているかどうかを確認してから契約をするというものですが、低い落札率が続くような場合は当該制度の活用も考えております。

委員 落札した事業者はこの金額で契約しなければならない事情もあったのかと思いますが、無理をして低い金額で落札を続けた結果、業務の履行に支障が出た際に発注者の責任が問われる可能性もあります。工事の場合は低価格で落札した業者に対して、余分に技術者を配置させる等といった制度がありますが、業務委託についても低価格での落札について歯止めをかける方法を考えた方がいいかと思います。

会長 ほかに何かございますか。なければ「事項書2 令和3年度労働報酬下限額の試行状況について (2)指定管理の試行について」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 <概要>

- ・指定管理料が1,000万円以上で、かつ公募により指定管理者を決定する案件を1件選定し、試行を行っている。
- ・労働報酬下限額は当初890円で設定していたが、三重県の最低賃金が902円に改定されたことから、令和3年10月1日から902円を労働報酬下限額としている。
- ・受注者から提出された第1回目の労働状況台帳からは全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認したが、最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者が大半を占めるとともに、10月1日に改定された最低賃金を下回る労働者も存在した。
- ・今後の労働報酬下限額の設定にあたっては実質的な効力を有する金額を設定する方法を検討していく必要がある。
- ・アンケート結果からは令和3年度の試行方法や労働報酬下限額の金額設定については、現時点では概ね妥当なものとして受け止められているものと考えられる。

会長 わかりました。それではこの件について御意見、御質問はございませんか。

委員 この案件は労働者のほとんどが900円台との結果になっていますが、労働者はほとんどがアルバイトなののでしょうか。

事務局 各労働者の雇用形態は調査しておりませんが、900円台の労働者についてはおそらくアルバイトであろうと推測されます。

委員 指定管理業務については市において適正に業務が履行されていることを確認していただいているとは思いますが、労働者の雇用形態に

についても確認できればより良かったのではと思います。また、アルバイトの職員に責任ある仕事を任せてよいのかと思います。例えばプールの監視業務で監視員をアルバイトが行っている事例がありますが、技術や知識を持たないアルバイトは利用者が溺れる等の事故があったときに適切な対応ができるのでしょうか。監視員は不測の事態があったときに対応できる技術を持った人を配置するべきだと思います。

事務局 この案件について、1, 200円以上の比較的高額な報酬の2名の労働者については、他の労働者と雇用形態が異なるかと思われます。この2名の労働者が他の労働者を指導、監督しているものと思われます。また、この案件の業務内容としては施設の利用受付や施設内の清掃業務となっておりますので、委員がおっしゃった緊急対応が必要な業務には該当せず、特殊な技術や知識が必要な業務ではありません。

委員 わかりました。利用者の命に係わる緊急対応が必要な業務の場合については、技術や知識を有する者にさせるべきだと思います。緊急対応が必要な責任ある業務であるにも係わらず報酬が900円台だったとすると、その報酬額は不適切だと思います。プールの監視業務のように人の命に係わる仕事については、それなりの報酬を出して、技術や知識を持っている人を配置しないと何か事故があった時に対応できないと思いますので、こういった業務については、市はどういった労働者が配置されているのかを監視し、状況によっては指導するべきかと思います。

事務局 指定管理者が業務に応じて必要な技術、知識を有する者を配置し、それに応じた適正な報酬を支払っているものと考えております。

会長 ほかには何かございますか。なければ「事項書2 令和3年度労働報酬下限額の試行状況について (3)工事の試行について」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 <概要>

- ・ 予定価格が1億5,000万円以上の案件全てを試行対象としている。
- ・ 労働報酬下限額は当初890円で設定していたが、三重県の最低賃金が902円に改定されたことから、令和3年10月1日から902円を労働報酬下限額としている。
- ・ 現時点で労働状況台帳等の提出期限を迎えた案件はないため、労働報酬の支払い状況やアンケート結果については次回以降の審議会で報告する。

会長 わかりました。それではこの件について御意見、御質問はございませんか。

委員

工事の試行案件は、落札率を見る限り概ね90%程度となっています。これは設計労務単価を基に積算された予定価格の90%ということだと思いますが、平成30年度の第1回の審議会の冒頭で市長が労使双方がプラスになるような労働報酬下限額の仕組み作るとおっしゃっていました。また、労使ともに納得感のある形で、ともおっしゃっていましたが、今は労働報酬下限額が最低賃金と同額の902円ということで納得感の無い状況です。前回の審議会では試行をしないことには令和3年度の運用ができないということでしたので、労働者側も市側の提案についてそれ以上意見を申し上げることとはしませんでした。その後、労働報酬下限額の見直しを行う、労働報酬下限額の見直しについて条例・規則の附則等で規定していくことも考えて行くということで、お話をいただいています。その中で、我々委員は市長から委嘱されたということで、審議会に集まっているわけですが、今年度の労働報酬下限額については納得できる金額ではありませんし、条例が施行5年後に本格的に運用された後に労働報酬下限額がどうなっていくのかということについても心配しています。902円という労働報酬下限額はあくまで試行中の金額であると認識して、本格運用の令和5年度以降に労働報酬下限額がどのようになっていくのかということについて再確認をさせていただきたい。

事務局

5年目以降も審議会は継続していく必要があると考えています。今までのように議論をしていただく必要もありますし、翌年度の労働報酬下限額の改定についても御審議いただかなければなりません。また、5年目以降の労働報酬下限額をどのような金額で設定するのかは引き続き検討が必要と考えています。

委員

工事は1億5,000万円以上の案件ということですが、その報告については次回審議会以降とのことですが、どのような結果が出てくるのか強い関心があります。工事については、今回の試行案件のどの工事であっても技術レベルの高い労働者が必要なわけですが、そういったレベルの高い労働者と無資格の労働者の労働報酬下限額を同じ基準で考えて良いものなのかと思います。また、工事は施工体系が複雑なため労働状況台帳を提出するのは大変で、提出に係る手間は業務委託の比ではないと思います。このような状況でどのような結果になるのかは非常に興味があります。

委員

労働状況台帳には職種を記入する欄は設けているのでしょうか。

事務局

今年度は職種別の労働報酬下限額は設置していませんが、職種記入欄は設けてあります。

委員

職種別に集計することはできるということですね。

事務局

可能です。

委員

業務委託では比較的単純な作業に当たる労働者は報酬額の差は少ないかと予想しますが、高度な技術を有する労働者では、能力差により報酬格差があると思われます。それをひとまとめにして労働報酬下限額を設定することは適切ではないと思います。また、職種によっても報酬額の格差が生じているかと思われます。しかし、このような状況において職種ごとに労働報酬下限額を設定すると、制度の運用がより複雑になるのではなるかと思われます。また、既にある程度以上の報酬を得ている職種の労働者は基準と考えず、賃金水準の低い職種の報酬額の底上げを図ることが大切であり、そうすれば徐々に報酬額は上がっていくことになるかと思われます。

事務局

令和5年度の本格運用時は、まずは、最低賃金に近い水準の報酬で働いている労働者を基準に考えてスタートはさせていただきたいと、前回の審議会でも申し上げましたが、今年度の試行で最低賃金が労働報酬下限額を超えてしまったということがありましたので、労働報酬下限額が最低賃金を下回らないようなしくみを作ってからスタートしたいと考えています。今後の試行結果で、多くの労働者の報酬の状況が見えてくるかと思いますが、それを見て労働報酬下限額をどうしていくのかというのは令和5年度以降の本格運用後の次のステップになるかと思っています。また、職種別となると職種は非常に多いためすぐに職種別というのは難しいかと思っています。交通誘導警備員と一般労働者に分けて労働報酬下限額を設定することができるかどうかということについては、少し時間がかかるかもしれませんが、委員の皆様方の御意見をいただきながら引き続き検討することを考えていますが、まずは報酬額の水準が低い所の引き上げを考えています。

委員

今後の要望になりますが、今回、時間単価で資料を作成されていますが、設計労務単価との比較も行いたいので8時間換算も示していただければと思います。

委員

工事における交通誘導警備員と業務委託の警備員は同じように考えても良いかと思いますが、業種分けしてないというところは気になります。なぜなら、配管を布設する人と重機を運転する人とは職種も報酬額も異なってくるからです。このことは、令和2年度の試行結果にも表れており、金額にバラつきが出ていますので、業種を設定する際にはよく考えていただかないといけないかなと思います。

課長

今の段階としては、報酬額の水準が低い労働者の底上げを図るという所からスタートさせていただき、業種にはこだわらずに労働報酬下限額を設定したいと考えております。業種については、どのような水準なのか知っておきたいということで記載はいただいておりますが、今のところは労働報酬下限額の金額設定は報酬額が低い労働者の報酬の底上げを目標としたいと考えています。

会長 ほかに何かございますか。それでは「事項書3 その他」に移ります。委員の皆様から何かありますか。

会長 特にございませんか。なければ事務局から何かありますか。

事務局 事務局からは特にありません。

会長 事務局からも無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

令和３年度第１回津市公契約審議会事項書

令和３年１１月１日（月）１５時００分

津市役所本庁舎４階 庁議室

１ 令和２年度の労働報酬下限額試行結果について

（１）業務委託の試行結果について

（２）工事の試行結果について

２ 令和３年度の労働報酬下限額試行状況について

（１）業務委託の試行について

（２）指定管理の試行について

（３）工事の試行について

３ その他

1 令和2年度の労働報酬下限額試行結果について

(1) 業務委託の試行結果について

令和2年度においては、労働報酬下限額を880円（1時間当たり）に設定し、4件（清掃業務（建築物清掃）1件、人的警備業務1件、設備保守点検2件）の発注をしました。

対象案件については、令和元年度の対象案件を引き続き対象としたほか、予定価格はやや安価ではあるものの受注者が直接雇用する労働者だけが従事するような業務や予定価格が1,000万円以上の施設の設備維持に係る保守点検業務を対象としました。

ア 試行案件について

別紙1のとおり

イ 労働報酬の状況について

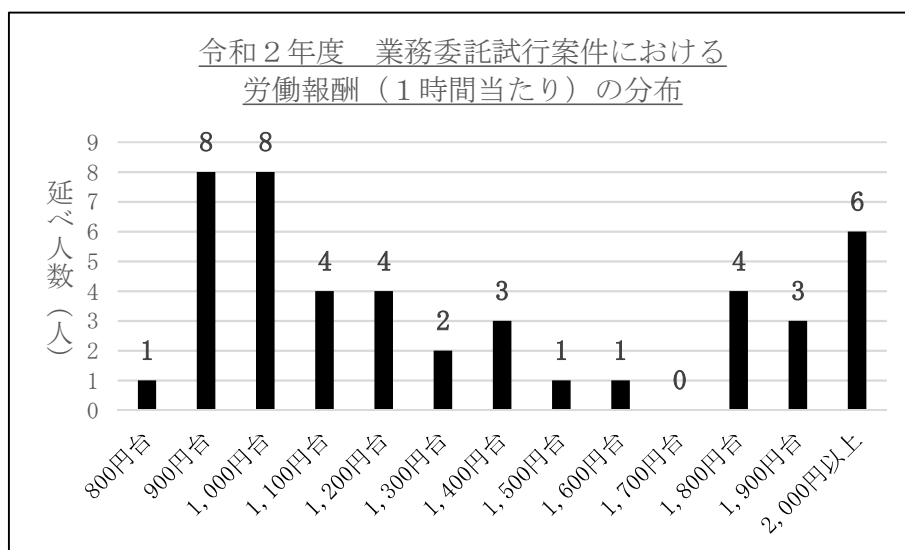
業務委託の試行においては、令和2年度第2回審議会において御承認いただいた「条例の施策の方向性」と同様の考え方により、まずは最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者の賃金を引き上げることを優先にすることとして、労働報酬下限額の設定を行ってきました。

受注者等から提出された労働状況台帳により、全ての事業者において労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることが確認できましたが、その金額については、下表のとおりばらつきが見られるものの、最低賃金に近い水準の賃金で従事している労働者の割合が高い状況です。

令和2年度の試行結果からは、業務委託においては、全労働者の中で多数を占める最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者の賃金水準を確保するとともに、その引き上げを図っていく施策が必要と考えられます。

（参考）試行案件全体で見た労働報酬について

延べ労働者数 （人）	労働報酬（円／1時間当たり）		
	最低額	最高額	平均額
45	899	2,550	1,414



ウ アンケート結果について（別紙資料１－１、１－２、１－３参照）

事業者にあつては、ほとんどの者が条例を理解できているとの回答であり、労働報酬下限額については、一部の事業者から現在の設定が全ての労働者に対して妥当であるとは言えないとの意見があったものの、ほとんどの事業者が妥当な金額、設定に関して課題と考える点はないとの回答でした。労働状況台帳については、事業者、労働者ともに、個人の賃金を記載することに対して個人情報保護の観点から難色を示す意見のほか、当該台帳の作成にあたって担当者の事務量の増加や経費の発生を懸念する意見がありました。

労働者にあつては、条例や労働報酬下限額について「わからない」との回答や労働報酬下限額が設定されたが自身の賃金に変化はないとの回答が多く見られました。

これらのことから、労働報酬下限額については、その設定方法に関しては、令和２年度の試行においては問題はなかったものと考えます。また、労働状況台帳については、制度の実効性を担保するためには不可欠であり、現在の試行においても個人が特定できないよう個人名ではなく労働者Ａ、Ｂと記載することを可としていますので、今後も個人情報の保護に配慮しながら台帳の提出を求めたいと思います。

エ 違反申出について

労働者からの違反申出はありませんでした。

(2) 工事の試行結果について

令和２年度においては、労働報酬下限額を３区分（一般労働者 １，０４８円、見習い労働者等 ９６１円 交通誘導警備員 ８８０円）に設定し、原則予定価格が５，０００万円以上のものを選定し、建築一式工事１件、土木一式工事３件、鋼構造物工事１件の合計５件を発注しました。

ア 試行案件について

別紙２のとおり

イ 労働報酬の状況について

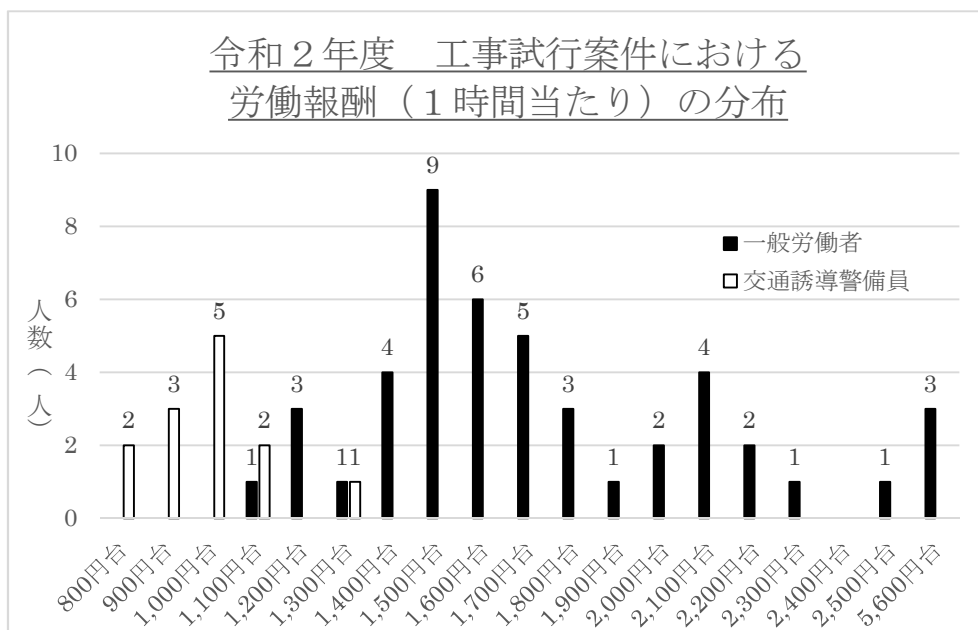
令和２年度の試行においては、一定の技術を有する一般労働者、見習い労働者、交通誘導警備員の各賃金水準を確認する意味も含めて労働報酬下限額を設定しました。

受注者等から提出された労働状況台帳により、全ての事業者において労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることが確認できましたが、その金額については次ページの表のとおりであり、一般労働者については最低賃金を大きく上回る状況ですが、交通誘導警備員については最低賃金に近い水準の金額で従事する労働者が４割程度存在する状況です。なお、令和２年度の試行においては「見習い労働者等」の区分に該当する労働者はいませんでした。

また、交通誘導警備員については、最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者が一定数存在することから、令和２年度第２回審議会において御承認いただいた「条例の施策の方向性」のとおり、まずは最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者への施策が必要と考えられます。一般労働者については、資格や技術に応じて

一定水準以上の賃金を得られているものと考えられますが、今後も労働状況台帳で賃金の状況を報告していただきますので、その水準に注視していきたいと思います。
(参考) 試行案件全体で見た労働報酬について

職種	労働者数 (人)	労働報酬 (円／1時間当たり)		
		最低額	最高額	平均額
一般労働者	46	1, 129	5, 616	1, 986
見習い労働者等	0	—	—	—
交通誘導警備員	13	887	1, 375	1, 029



ウ アンケート結果について（別紙資料2-1、2-2参照）

事業者に対して行ったアンケートでは、労働報酬下限額の設定については、一部の下請業者からは低いとの意見がありましたが、全ての元請業者と多くの下請業者からは妥当との回答でした。また、労働状況台帳に関連しては、記入方法がわかりにくいとの意見や労働状況台帳を市に直接提出したいとの意見がありました。

労働者に対して行ったアンケートでは、労働報酬下限額を設定したことについては「わからない」との回答が多く、また、労働報酬下限額設定前後で自身の賃金に変化があったことについては「ない」「わからない」の回答が多く見られました。

労働報酬下限額の設定については、令和2年度の試行における設定方法及び金額でも概ねの理解は得られているものと思われませんが、令和3年度の試行において設定方法等を変更していますので、令和3年度の試行結果等に注視していきたいと思います。労働状況台帳については、労働報酬下限額試行マニュアルの記入例等を見直し、よりわかりやすいマニュアルを作成するよう努めますが、提出方法については、現行のとおり、元請業者で取りまとめていただき、下請業者が元請業者に労働状況台帳を見られたくない場合は厳封して元請業者に提出することを可とする対応としたいと思います。

エ 違反申出について

労働者からの違反申出はありませんでした。

2 令和3年度の労働報酬下限額試行状況について

(1) 業務委託の試行について

令和3年度においては、労働報酬下限額を890円（1時間当たり）に設定し、令和3年1月14日に開催した令和2年度第2回審議会において御承認いただいた「業務委託における対象案件とする基準※」に合致する案件の中から10件（清掃業務4件（建築物清掃3件、造園1件）、人的警備業務2件、施設の管理業務1件、工事に付随する設計等業務3件）を試行対象案件として発注を行っています。

※業務委託における対象案件とする基準

予定価格が1,000万円以上で、かつ、競争により契約している特定公契約

試行内容については、これまでの試行と同様とし、履行期間中に受注者等より労働状況台帳及びアンケートの回答が2回提出されます。

労働状況台帳等を提出する時期及び書類については、第1回目は、対象案件に係る初回分の賃金の支払い日の属する月の翌月の末日までに初回分の賃金に係る労働状況台帳と事業者分のアンケートの回答、第2回目は、最終分の賃金の支払い日の属する月の翌月の末日までに最終分の賃金に係る労働状況台帳と事業者及び労働者からのアンケートの回答としました。

なお、令和3年10月1日に三重県最低賃金が902円に改定され労働報酬下限額を上回ったことから、労働報酬下限額を当初の890円から902円に設定を変更し試行しています。

ア 試行案件について

別紙3のとおり

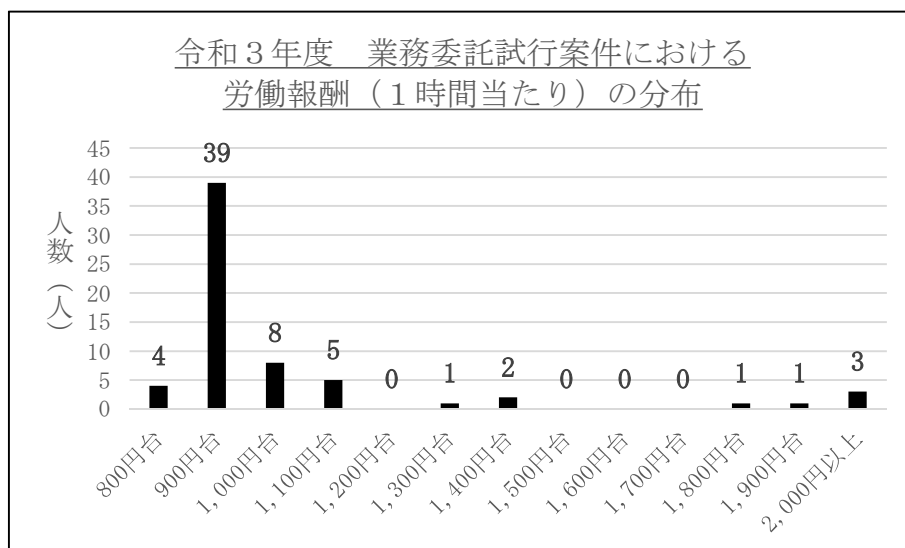
イ 労働報酬の状況について

受注者から提出された第1回目（初回分）の労働状況台帳からは、全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることが確認できましたが、下表のとおり最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者が大半であり、また、このままでは令和3年10月1日に改定された三重県最低賃金（902円）を下回ってしまう賃金の労働者も存在します。

そのため、これら最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者の賃金水準を確保する必要があるとともに、労働報酬下限額の設定にあたっては、社会経済の情勢を的確に見据え、実質的な効力を有する金額となるよう設定方法を検討していく必要があるという課題も見えてきました。

（参考）試行案件全体で見た労働報酬について

労働者数 (人)	労働報酬（円／1時間当たり）		
	最低額	最高額	平均額
64	890	3,402	1,079



ウ アンケート結果について（別紙資料３参照 ※指定管理を含む。）

第１回目（初回分）の事業者によるアンケートでは、労働状況台帳の様式、作成に係る事務作業及び提出方法等について課題や問題点は無いとの回答であり、また、ほとんどの者が労働報酬下限額の金額は妥当であるとの回答でした。

(2) 指定管理の試行について

指定管理については、これまでは津市公契約条例（以下「条例」という。）の対象になっていませんでしたが、先行自治体の状況や本市における指定管理に係る業務内容等を勘案し、令和４年度の条例改正では指定管理を条例の対象とし、更に条例施行規則第３条に規定する特定公契約とするよう検討を進めており、指定管理において実際に労働者に支払われた労働報酬を確認するほか、指定管理者へのアンケートの実施により、検討に係る情報収集を行うため、令和３年度からは指定管理についても試行を行うこととしました。

そのため、令和３年度の試行にあたっては、労働報酬下限額を８９０円（１時間当たり）に設定し、令和３年１月１４日に開催した令和２年度第２回審議会において御承認いただいた「指定管理における対象案件とする基準※^１」「対象労働者の範囲※^２」に合致する案件の中から１件を試行対象案件として行っています。

※１ 指定管理における対象案件とする基準

指定管理料が１，０００万円以上で、かつ、公募により指定管理者を決定する案件

※２ 対象労働者の範囲

指定管理における労働基準法第９条に規定する労働者のうち指定管理者が直接雇用し、かつ、施設に常駐する者

なお、令和３年１０月１日に三重県最低賃金が９０２円に改定され労働報酬下限額を上回ったことから、労働報酬下限額を当初の８９０円から９０２円に設定を変更し試行しています。

ア 試行案件について

別紙 3 のとおり

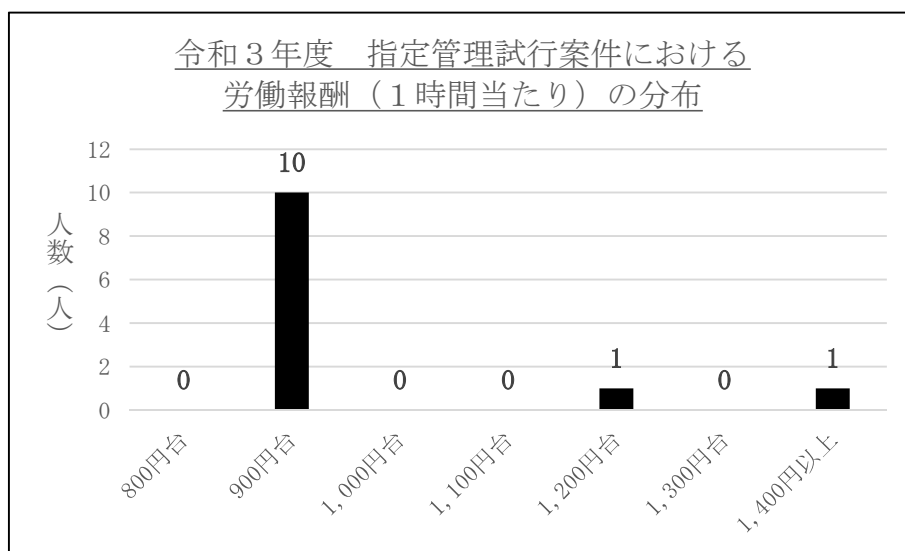
イ 労働報酬の状況について

指定管理者から提出された第 1 回目（初回分）の労働状況台帳からは、全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることが確認できましたが、下表のとおりほとんどの労働者が最低賃金に近い水準の賃金で従事しており、また、このままでは令和 3 年 1 0 月 1 日に改定された三重県最低賃金（9 0 2 円）を下回ってしまう賃金の労働者も存在します。

そのため、業務委託と同様にこれら最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者の賃金水準を確保する必要があるとともに、労働報酬下限額の設定にあたっては、社会経済の情勢を的確に見据え、実質的な効力を有する金額となるよう設定方法を検討していく必要があるという課題も見えてきました。

（参考）労働報酬について

労働者数 (人)	労働報酬（円／1 時間あたり）		
	最低額	最高額	平均額
1 2	9 0 0	1, 4 1 6	9 9 1



ウ アンケート結果について（別紙資料 3 参照 ※指定管理を含む。）

第 1 回目（初回分）の事業者によるアンケートでは、業務委託と同様に、労働状況台帳の様式、作成に係る事務作業及び提出方法等について課題や問題点は無いと回答であり、また、ほとんどの者が労働報酬下限額の金額は妥当であるとの回答でした。

(3) 工事の試行について

令和 3 年度においては、試行案件として 9 件（調達契約課 3 件、上下水道管理課 6 件）の契約を締結しています。業種ごとの内訳は、土木一式が 5 件（内配水管工事 2 件）、建築一式が 2 件、機械器具設置が 2 件になります。

※工事における対象案件とする基準
予定価格が1億5,000万円以上のもの

試行内容については、業務委託・指定管理と同様に令和3年度は履行期間中に受注者等から労働状況台帳及びアンケートの回答が2回提出されます。

ただし、提出時期については異なり、第1回目は履行期間の中間月の賃金の支払日の属する月の翌月末日までに中間月の賃金に係る労働状況台帳と事業者分のアンケートの回答、第2回目は、履行完了月の賃金の支払日の属する月の翌月の末日までに履行完了月分の賃金に係る労働状況台帳と事業者及び労働者からのアンケートの回答としました。

なお、労働報酬下限額については、業務委託・指定管理と同様に、令和3年10月1日に三重県最低賃金が902円に改定され労働報酬下限額を上回ったことから、労働報酬下限額を当初の890円から902円に設定を変更し試行しています。

ア 試行案件について

別紙4のとおり

イ 労働報酬の状況について

現時点で第1回目の労働状況台帳等の提出期限を迎えた案件はありません。次回以降の審議会にて報告します。

【令和 2 年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケートの集計結果】

※ アンケートの提出時期

受注者が担当課に労働報酬下限額試行対象契約に係る初回分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（初回分の労働状況台帳の提出時期は、契約締結後、最初のひと月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後 7 営業日以内）

1 試行案件①

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 件名 | 津市芸濃庁舎日常清掃等管理業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで |
| (3) 受注者 | 有限会社三重伸明 |
| (4) 受注関係者数 | 0 者 |

2 試行案件②

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 件名 | 三重短期大学警備管理業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで |
| (3) 受注者 | 株式会社丸元 |
| (4) 受注関係者数 | 0 者 |

3 試行案件③

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 件名 | 令和 2 年度津市西部クリーンセンター 1 号炉焼却施設点検整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 7 月 21 日から令和 2 年 3 月 31 日まで |
| (3) 受注者 | J F E エンジニアリング株式会社名古屋支店 |
| (4) 受注関係者 | 0 者 |

4 試行案件④

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 件名 | 令和 2 年度津市クリーンセンターおおたかごみ焼却施設点検・整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 8 月 18 日から令和 3 年 3 月 20 日まで |
| (3) 受注者 | クボタ環境サービス株式会社中部支店 |
| (4) 受注関係者 | 4 者 |

5 集計結果

質問 1 津市公契約条例の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- | | |
|----------------|-----|
| ア 十分理解できている。 | 1 者 |
| イ 概ね理解できている。 | 4 者 |
| ウ あまり理解できていない。 | 2 者 |

資料 1 - 1

エ 全然理解できていない。 0 者

※ ウ、エを選択した理由等

- ・ なぜ個人の給料を提示する必要があるのか、会社の社内規則で定める初任給や最低賃金について、提示すればよいのではないのでしょうか

質問 2 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務量及び提出方法等について、課題や問題点がありますか。

(1) 台帳の様式について

ア ない 6 者

イ ある 1 者

※ 「イ ある」とした理由等

- ・ 匿名で提出するとはいえ、個人の給料金額が推測できてしまう。労働状況台帳の提出部分の印刷範囲がずれており、印刷サイズが A 3 となっていた

(2) 作成に係る事務量について

ア ない 5 者

イ ある 2 者

※ 「イ ある」とした理由等

- ・ 担当者の事務作業が増加した
- ・ 個人情報扱うため、作成する人が限られる

(3) 提出方法について

ア ない 4 者

イ ある 3 者

※ 「イ ある」とした理由等

- ・ 個人情報である給料情報について台帳作成者や提出者等の他社に見られてしまう。
- ・ 最低賃金について、労働者に周知することは重要で必要なのは理解できますが、問題と思う労働者が申出をすれば良い。
- ・ 受注全業者作業員の労働状況台帳そのものについて提出の必要性を感じない。
- ・ 社内にて他人の給与が流出する可能性がある
- ・ メールで送信できればいいと思ってます。

質問 3 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について（※両項目回答 2 者）

ア 津市が発行する津市公契約条例に関する手引き及びマニュアルを配布し周知している。 2 者

イ 口頭により説明し周知している。 4 者

資料 1 - 1

(2) 労働者への周知について (※全者両項目回答)

- ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。 4 者
イ 個別に書面を交付し周知している。 4 者

質問 4 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

- ア ない 5 者
イ ある 1 者

※ 「イ ある」とした理由等

- ・ なぜ津市様で最低賃金について調べるのか、労働基準監督署や厚生労働省の所管ではないのか

※ 無回答 1 者

質問 5 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

- ア 出ていない 6 者
イ 出ている 0 者
※ 無回答 1 者

質問 6 労働報酬下限額について、設定金額（令和 2 年度は 8 8 0 円）はいかがですか。

- ア 高い 0 者
イ 低い 1 者
ウ 妥当 3 者
エ その他 2 者

※ 「エ その他」とした理由等

- ・ 津市様職員の初任給が基準とのことで、各会社所在地や業種も異なるため不明です。
- ・ 現在の三重県の最低賃金と異なる。

※ 無回答 1 者

【令和 2 年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜事業者用＞
回答の集計結果】

※ アンケートの提出時期

受注者が担当課に労働報酬下限額試行対象契約に係る最終分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（最終回分の労働状況台帳の提出時期は、契約（履行）期間終了後、最後の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後 7 営業日以内）

1 試行案件①

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 件名 | 津市芸濃庁舎日常清掃等管理業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで |
| (3) 受注者 | 有限会社三重伸明 |
| (4) 受注関係者数 | 0 者 |

2 試行案件②

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 件名 | 三重短期大学警備管理業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで |
| (3) 受注者 | 株式会社丸元 |
| (4) 受注関係者数 | 0 者 |

3 試行案件③

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 件名 | 令和 2 年度津市西部クリーンセンター 1 号炉焼却施設点検整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 7 月 21 日から令和 2 年 3 月 31 日まで |
| (3) 受注者 | J F E エンジニアリング株式会社名古屋支店 |
| (4) 受注関係者 | 0 者 |

4 試行案件④

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 件名 | 令和 2 年度津市クリーンセンターおおたかごみ焼却施設点検・整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 8 月 18 日から令和 3 年 3 月 20 日まで |
| (3) 受注者 | クボタ環境サービス株式会社中部支店 |
| (4) 受注関係者 | 4 者 |

5 集計結果

質問 1 津市公契約条例（以下、単に「条例」といいます。）の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- | | |
|----------------|-----|
| ア 理解できている。 | 1 者 |
| イ だいたい理解できている。 | 4 者 |
| ウ あまり理解できていない。 | 2 者 |

資料 1 - 2

質問 2 当該契約が条例の対象となったことにより、従事する労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。

- | | |
|------------------------|-----|
| ア 効果があった。 | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。 | 3 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 2 者 |
| エ わからない。 | 2 者 |

質問 3 当該契約が条例の対象となったことにより、事業の質の向上につながる効果があったと思いますか。

- | | |
|------------------------|-----|
| ア 効果があった。 | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。 | 3 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 2 者 |
| エ わからない。 | 2 者 |

質問 4 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

- | | |
|------------------------|-----|
| ア 効果があった。 | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。 | 3 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 2 者 |
| エ わからない。 | 2 者 |

質問 5 条例では、受注者は下請業者等や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、どのような方法で周知していますか。(複数回答可)

- | | |
|-------------------------|-----|
| ア 作業場の見やすい場所に掲示し周知している。 | 3 者 |
| イ 個別に書面を交付し周知している。 | 2 者 |
| ウ 口頭により説明し周知している。 | 3 者 |
| エ その他 | 1 者 |

質問 6 下請業者等や労働者から条例に関すること（対象労働者の範囲や労働報酬下限額）について、相談や問い合わせを受けたことがありますか。

- | | |
|---------|-----|
| ア なかった。 | 5 者 |
| イ あった。 | 2 者 |

※ 自由意見

- ・ 労働者名を匿名としているが、各個人の賃金が表に出ることになり、不満が上がっております。

質問 7 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式や提出方法等について、見直しが必要と考える点がありますか。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) ア ない。 | 7 者 |
| イ ある。 | 0 者 |

資料 1－2

質問 8 条例の実効性を確保するため、仮に、確認資料として「対象労働者の給与支給明細等」を提出いただくこととした場合、給与関係の事務処理に影響することになりますか。

- ア しない。 1 者
- イ 影響するが、大きなものではない。 4 者
- ウ 大きく影響する。 2 者

※ 自由意見

- ・ 事務处理的にはさほど影響はありませんが、個人情報保護の観点としましては、検討する必要があると考えます。

質問 9 労働報酬下限額の金額や設定の考え方に関し、課題と考える点がありますか。

- (1) ア ない。 5 者
- イ ある。 2 者

(2) 「イ ある。」とした理由等

- ・ 労働報酬下限額の金額について、各都道府県で最低賃金額は異なりますので、現在の設定がすべての労働者に対しまして妥当とは言えないかもしれません。

質問 10 当該契約が条例の対象となったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者の賃金に変化はありますか。

- ア ない。 7 者
- イ ある。 0 者

質問 11 労働報酬下限額の対象をすべての契約とした場合、御社の経営に影響すると考えられますか。

- ア しない。 6 者
- イ する。 1 者

※ 自由意見

- ・ 経営に影響を及ぼすことはありませんが、すべての契約においてとなりますと、担当者の負担が増えることとなり、その作業時間分の経費が発生いたします。また、同様に下請業者より本作業について、経費の請求を受ける可能性もございます。

質問 12 条例の対象者に、手間請労働者を含めるとした場合、課題や問題点がありますか。

※ 自由意見

- ・ 労働賃金の時給単価への計算が難しいのではないのでしょうか。

質問 13 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

※ 自由意見

- ・ 昨今の働き方改革におきまして、各個人への負担につきまして業務の見直し

資料 1－2

や軽減に取り組んでおりますところ、提出書類の増加は業務負担が増えることとなりますので、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

【令和２年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜労働者用＞
回答の集計結果】

※ アンケートの提出時期

受注者が担当課に労働報酬下限額試行対象契約に係る最終分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（最終回分の労働状況台帳の提出時期は、契約（履行）期間終了後、最後の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後７営業日以内）

1 試行案件①

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 件名 | 津市芸濃庁舎日常清掃等管理業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和２年５月１日から令和３年３月３１日まで |
| (3) 受注者 | 有限会社三重伸明 |
| (4) 受注関係者数 | ０者 |
| (5) 労働者数 | ３名 |

2 試行案件②

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 件名 | 三重短期大学警備管理業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和２年５月１日から令和３年３月３１日まで |
| (3) 受注者 | 株式会社丸元 |
| (4) 受注関係者数 | ０者 |
| (5) 労働者数 | ３名（条例対象外） |

※ 当該業務委託に従事する労働者については、その労働報酬に関して令和２年６月分からは最低賃金法第７条に規定する「最低賃金の減額の特例」が適用されたため、当該労働者については、労働報酬下限額試行マニュアルに規定する「対象とならない労働者」として最終回分の労働状況台帳の作成と当該アンケートの回答は不要としました。

3 試行案件③

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 件名 | 令和２年度津市西部クリーンセンター１号炉焼却施設点検整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和２年７月２１日から令和３年３月３１日まで |
| (3) 受注者 | J F Eエンジニアリング株式会社名古屋支店 |
| (4) 受注関係者 | ０者 |
| (5) 労働者数 | １名 |

4 試行案件④

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 件名 | 令和２年度津市クリーンセンターおおたかごみ焼却施設点検・整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和２年８月１８日から令和３年３月２０日まで |
| (3) 受注者 | クボタ環境サービス株式会社中部支店 |
| (4) 受注関係者 | ４者 |
| (5) 労働者数 | １６名 |

5 集計結果

質問 1 あなたの年齢を教えてください。

ア 10代	0名
イ 20代	6名
ウ 30代	4名
エ 40代	4名
オ 50代	1名
カ 60代以上（60代・70代・80代以上）	5名

質問 2 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、労働意欲の向上につながったと感じますか。

ア 感じる。	4名
イ 感じない。	16名

質問 3 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、仕事の質の向上につながったと感じますか。

ア 感じる。	2名
イ 感じない。	18名

質問 4 あなたは、津市公契約条例は必要であると思いますか。

ア 思う。	4名
イ 思わない。	5名
ウ わからない。	11名

質問 5 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

ア 効果があった。	2名
イ 今後効果が出ると考える。	4名
ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。	2名
エ わからない。	12名

質問 6 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、十分な周知がなされていますか。

ア 十分だと感じる。	6名
イ 不十分だと感じる。	5名
ウ そもそも周知されていない。	9名

質問 7 労働報酬下限額を設定することやその金額に関し、課題や問題点がありますか。

(1) ア ない。	5名
イ ある。	0名
ウ わからない。	15名

資料 1－3

質問 8 当該契約が条例の対象となり労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

- | | |
|----------|-----|
| ア ない。 | 11名 |
| イ ある。 | 3名 |
| ウ わからない。 | 6名 |

質問 9 労働報酬下限額の対象契約とそうでない契約において支払われる賃金を比較した場合、その金額に差はありますか。

- | | |
|----------|-----|
| ア ない。 | 9名 |
| イ ある。 | 0名 |
| ウ わからない。 | 11名 |

質問 10 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

※ 自由意見

- ・ 当該工事においては、短期での雇用は稀であり、正式な雇用契約のもと労賃の支払いが行われていると認識しております。
- ・ 条例対象委託を担当者であります私個人の給料額を提出することになり、個人が特定されてしまうかたちとなりますので、そのことがとても不満に感じます。

工事

【令和 2 年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に係るアンケート＜事業者用＞回答の集計結果】

※ アンケートの提出時期

受注者が調達契約課又は上下水道管理課に労働報酬下限額試行対象契約に係る中間月分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（中間月分の労働状況台帳の提出時期は、対象月の中間日が属する月の翌月の末日まで）

1 試行案件①

- | | |
|--------------|---|
| (1) 件名 | 令和 2 年度建整橋維補第 1 号 津興橋大規模更新事業旧橋（上部工）撤去工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 5 月 1 3 日から令和 2 年 1 0 月 1 6 日まで |
| (3) 受注者 | 中部産業株式会社 |
| (4) 受注関係者数 | 5 者 |

2 試行案件②

- | | |
|--------------|---|
| (1) 件名 | 令和 2 年度営繕文振補第 1 2 号 津リージョンプラザお城ホール舞台機構及び天井その他改修工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 6 月 1 1 日から令和 3 年 1 月 2 9 日まで |
| (3) 受注者 | 株式会社岩田組 |
| (4) 受注関係者数 | 2 4 者 |

3 試行案件③

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度北道新補第 4 号 船頭町垂水線道路改良工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 7 月 2 0 日から令和 3 年 1 月 2 9 日まで |
| (3) 受注者 | 株式会社朝日管清興業 |
| (4) 受注関係者数 | 7 者 |

4 試行案件④

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度下工公補第 5 号 田端上野汚水幹線築造工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 7 月 2 8 日から令和 3 年 1 月 2 2 日まで |
| (3) 受注者 | 吉村工業株式会社 |
| (4) 受注関係者数 | 5 者 |

5 試行案件⑤

- | | |
|--------------|---|
| (1) 件名 | 令和 2 年度下工公補第 2 9 号 北部第 1 2 - 1 汚水幹線築造工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和 2 年 1 1 月 2 4 日から令和 3 年 3 月 1 2 日まで |
| (3) 受注者 | 安濃建設株式会社 |
| (4) 受注関係者数 | 8 者 |

質問 1 津市公契約条例の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- | | |
|--------------|-------|
| ア 十分理解できている。 | 2 者 |
| イ 概ね理解できている。 | 2 9 者 |

- ウ あまり理解できていない。 4 者
- エ 全然理解できていない。 0 者

質問 2 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務量及び提出方法等について、課題や問題点はありますか。

(1) 台帳の様式について

- ア ない 3 3 者
- イ ある 2 者

※ 自由意見

- ・ 経験がないため、市職員に指導していただき、作成したい
- ・ 記入例をわかりやすくしてほしい

(2) 作成に係る事務量について

- ア ない 3 3 者
- イ ある 2 者

※ 自由意見

- ・ 社業以外の時間を割かなければならず、負担が大きい

(3) 提出方法について

- ア ない 3 3 者
- イ ある 2 者

※ 自由意見

- ・ 紙媒体が多い

質問 3 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

- ア 津市が発行する津市公契約条例に関する手引及びマニュアルを配布し周知している。 1 6 者

- イ 口頭により説明し周知している。 1 5 者

(2) 労働者への周知について

- ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。 1 1 者
- イ 個別に書面を交付し周知している。 2 0 者

質問 4 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

- ア ない 3 3 者
- イ ある 1 者

質問 5 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

- ア 出していない 3 5 者
- イ 出ている 0 者

質問 6 建設工事の労働報酬下限額について、設定金額はいかがですか。

※令和 2 年度労働報酬下限額

熟練労働者：1, 0 4 8 円、一般労働者：9 6 1 円、交通誘導警備員：8 8 0 円

ア 低い	7 者
イ 妥当	2 6 者
ウ 高い	0 者
エ その他	2 者

※ 自由意見

- ・ 能力による。一般警備員に対しては、妥当であるが有能な警備員に対しては不当（低い）。
- ・ 魅力がなく担い手人材不足
- ・ 作業内容により低い場合もある
- ・ 国交省の労務単価に比べて低い
- ・ 三重県の設計労務単価にしてほしい
- ・ 法定福利費の事業所負担が増してきましたので、設定金額をあげてほしいです。

質問 7 条例の対象者に、手間請労働者を含めるとした場合、課題や問題点はありますか。

※ 自由意見

（自由意見なし）

質問 8 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

ア 効果があった。	2 者
イ 今後効果が出ると考える。	1 5 者
ウ 効果は無く、今後も効果は出ないと考える。	5 者
エ わからない。	1 3 者

※ 自由意見

- ・ 地域の活性化と生活水準の引き上げに効果があったと思います。

質問 9 その他、条例に関して、御意見・ご要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

※ 自由意見

- ・ 平成初期に建築された建物（学校や行政の建物）は老朽化が進み、市民に快く利用してもらうための工事にあたる賃金は、現状とこの先を見据え経営者と労働者の関係を対等にする条例は良いと思います。

資料 2－2

【令和 2 年度津市公契約条例の労働報酬下限額に係るアンケート＜労働者用＞ 回答の集計結果】

※ アンケートの提出時期

受注者が担当課に労働報酬下限額試行対象契約に係る中間月の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（中間日が属する月の翌月末日まで）

質問 1 あなたの年齢を教えてください。

ア 10代	0名
イ 20代	5名
ウ 30代	12名
エ 40代	18名
オ 50代	18名
カ 60代以上	6名

質問 2 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、労働意欲の向上につながったと感じますか。

ア 感じる。	23名
イ 感じない。	35名

質問 3 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、仕事の質の向上につながったと感じますか。

ア 感じる。	19名
イ 感じない。	40名

質問 4 あなたは、津市公契約条例は必要であると思いますか。

ア 思う。	20名
イ 思わない。	0名
ウ わからない。	39名

質問 5 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

ア 効果があった。	2名
イ 今後効果が出ると考える。	23名
ウ 効果はなく、今後も効果は出ないとする。	6名
エ わからない。	28名

質問 6 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、十分な周知がなされていますか。

ア 十分だと感じる。	37名
イ 不十分だと感じる。	14名
ウ そもそも周知されていない。	8名

資料 2－2

質問 7 労働報酬下限額を設定することやその金額に関し、課題や問題点はありますか。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) ア ない。 | 13名 |
| イ ある。 | 1名 |
| ウ わからない。 | 45名 |

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

※ 「イ ある。」の選択はあったが内容記載なし

質問 8 当該契約が条例の対象となり労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

- | | |
|----------|-----|
| ア ない。 | 33名 |
| イ ある。 | 4名 |
| ウ わからない。 | 22名 |

質問 9 労働報酬下限額の対象契約とそうでない契約において支払われる賃金を比較した場合、その金額に差はありますか。

- | | |
|----------|-----|
| ア ない。 | 29名 |
| イ ある。 | 2名 |
| ウ わからない。 | 28名 |

質問 10 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

※ 自由意見

- ・ 必要性のあることは承知済ではあるが、記載されている文面では非常にわかりにくく理解するまでに時間がかかると思う。 必要な書類だからこそわかりやすい説明があればより理解できるのかな？と感じました。
- ・ こういった調査があることを初めて知り勉強になりました。会社にとっても労働者にとってもいままでのあり方を見直すいい機会になったのではと思っております。自分自身もまだ把握できていない事等多数あるのでこれを機に会社からも色んなことを学んでいこうと考えています。

【令和 3 年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケートの集計結果】

● 試行案件

1 業務委託

(1) 試行案件①

- ・ 件名 津リージョンプラザ清掃業務及び環境衛生管理業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- ・ 受注者 近畿ビルサービス株式会社三重営業所
- ・ 受注関係者数 0 者

(2) 試行案件②

- ・ 件名 津リージョンプラザお城ホール舞台設備管理操作業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- ・ 受注者 三重県舞台管理事業協同組合
- ・ 受注関係者 0 者

(3) 試行案件③

- ・ 件名 津市モーターボート競走場場内清掃等業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和 3 年 4 月 30 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- ・ 受注者 津グローバル管財株式会社
- ・ 受注関係者 0 者

(4) 試行案件④

- ・ 件名 津市モーターボート競走場施設清掃等業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和 3 年 4 月 30 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- ・ 受注者 津グローバル管財株式会社
- ・ 受注関係者 0 者

(5) 試行案件⑤

- ・ 件名 津市モーターボート競走場駐車場等警備業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和 3 年 5 月 5 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- ・ 受注者 三重警備保障株式会社津営業所
- ・ 受注関係者 0 者

(6) 試行案件⑥

- ・ 件名 津市モーターボート競走場場内警備業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和 3 年 5 月 5 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- ・ 受注者 株式会社ニーズ
- ・ 受注関係者 0 者

(7) 試行案件⑦

- ・ 件名 令和 2 年度下施処合補第 1－1 号津市中央浄化センター
(ポンプ棟)耐震補強詳細設計業務委託
- ・ 契約(履行)期間 令和 3 年 6 月 8 日から令和 4 年 2 月 28 日まで
- ・ 受注者 株式会社エフウォーターマネジメント三重事務所
- ・ 受注関係者 〇 者

(8) 試行案件⑧

- ・ 件名 令和 3 年度下工公補第 1－2 号棕本処理区公共下水道実施
設計等(基本・詳細)業務委託
- ・ 契約(履行)期間 令和 3 年 6 月 4 日から令和 4 年 2 月 25 日まで
- ・ 受注者 株式会社三水コンサルタント三重事務所
- ・ 受注関係者 〇 者

(9) 試行案件⑨

- ・ 件名 令和 3 年度北道維持第 1－38 号津地区街路樹維持管理業
務委託(その 4)
- ・ 契約(履行)期間 令和 3 年 6 月 11 日から令和 3 年 11 月 29 日まで
- ・ 受注者 株式会社グリーンデイズ
- ・ 受注関係者 〇 者

(10) 試行案件⑩

- ・ 件名 令和 3 年度水施第 1－9 号高茶屋浄水場電気計装設備等更
新工事に係る詳細設計業務委託
- ・ 契約(履行)期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 15 日まで
- ・ 受注者 株式会社西日本技術コンサルタント三重事務所
- ・ 受注関係者 〇 者

2 指定管理

(1) 試行案件①

- ・ 件名 令和 3 年度津市民テニスコート指定管理
- ・ 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- ・ 指定管理者 三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ

● アンケート集計結果等

1 提出時期

受注者が担当課に本件に係る初回分の労働状況台帳(受注関係者分を含む。)を提出するとき。(初回分の労働状況台帳の提出時期は、契約締結後、最初のひと月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで)

資料 3

2 集計結果

業務委託の試行案件⑧と⑩については、契約締結済みではあるものの、令和3年10月末日時点では業務未履行のため、本結果には含まれていません。

質問1 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務作業及び提出方法等について、課題や問題点がありますか。

(1) 台帳の様式について

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 9 者 |
| イ ある | 0 者 |

(2) 作成に係る事務作業について

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 9 者 |
| イ ある | 0 者 |

(3) 提出方法について

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 9 者 |
| イ ある | 0 者 |

質問2 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

※回答無し（業務委託、指定管理ともに受注関係者無しであったため）

(2) 労働者への周知について

- | | |
|----------------------------|-----|
| ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。 | 6 者 |
| イ 個別に書面を交付し周知している。 | 3 者 |

質問3 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 9 者 |
| イ ある | 0 者 |

質問4 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

- | | |
|----------|--------------|
| ア 出していない | 8 者 |
| イ 出ている | 1 者（賃金が上がった） |

質問5 労働報酬下限額について、設定金額（令和3年度は890円）はいかがですか。

- | | |
|-------|-----|
| ア 高い | 0 者 |
| イ 低い | 1 者 |
| ウ 妥当 | 8 者 |
| エ その他 | 0 者 |

質問6 津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルの内容について、御意見等ございましたら御記載ください。

資料 3

- ・ 労働者に対して受注者が説明するより市の担当から説明会を開くなどして頂いた方がより安心できるのではないかと思います。また詳しく知りたい方はほとんどいないので、ポイントを簡潔にまとめた掲示用の書類が欲しいです。
- ・ 内容について、特に指摘事項等はありません。業務委託では初めてになるので、良いきっかけとなっています。

質問 7 その他、条例に関して、御意見等ございましたら、御記載ください。

- ・ 現場の大小に関わらずこういう制度の必要性は感じるが、同時に作業品質の面をどう担保していくかを考えていかないと適正な競争入札が行われるのか疑問に感じます。
(最低落札価格や総合評価制度など)

令和2年度 業務委託における労働報酬下限額試行案件一覧

試行 案件	契約件名	受注者	業種	履行期間	契約方法	契約金額 (円/税込み)	予定価格 (円/税込み)	落札率	入札 参加者	指名 業者数
①	津市芸濃庁舎日常清掃等管理業務委託	(有)三重伸明 (市内本店業者)	清掃業務 (建築物清掃)	R2.5.1～R3.3.31	指名競争入札	4,936,800	4,936,800	100.00%	4	17
②	三重短期大学警備業務委託	(株)丸元 (市内本店業者)	人的警備業務	R2.5.1～R3.3.31	指名競争入札	月額412,500	月額684,200	60.29%	6	30
③	津市西部クリーンセンター1号機焼却施設点検整備業務委託	JFEエンジニアリング(株) 名古屋支店(県外業者)	設備保守業務	R2.7.21～R3.3.31	2号随意契約 (1者随契)	120,450,000	120,681,000	99.81%	-	-
④	津市クリーンセンターおおたかごみ焼却施設点検・整備業務委託	クボタ環境サービス(株) 中部支店(県外業者)	設備保守業務	R2.8.18～R3.3.31	2号随意契約 (1者随契)	107,910,000	107,963,900	99.95%	-	-

令和2年度 工事における労働報酬下限額試行案件一覧

試行 案件	契約件名	受注者	工事種別	格付等	履行期間	契約方法	契約金額 (円/税込)	予定価格 (円/税込)	落札率	入札参加者 数
①	令和2年度建整橋維補第1号 津興橋大規模更新事業旧橋(上部工)撤去工事	中部産業(株)	鋼構造物	実績(東海3県 内本・支店)	R2.5.13～ R2.10.16	事後審査型条 件付一般競争 入札	121,968,000	138,244,700	88.23%	3
②	令和2年度宮文振補第12号 津リージョンプラザお城ホール舞台機構及び天井 その他改修工事	(株)岩田組	建築一式	A	R2.6.3～R3.1.29	事後審査型条 件付一般競争 入札	82,049,000	91,170,200	90.00%	4
③	令和元年度北道新補第4号 船頭町垂水線道路改良工事	(株)朝日管清興業	土木一式	B	R2.7.20～ R3.1.29	事後審査型条 件付一般競争 入札	36,047,000	41,047,600	87.82%	16
④	令和2年度下工公補第5号 田端上野汚水幹線築造工事 (※上下水道管理局発注)	吉村工業(株)	土木一式	A1・A2	R2.7.28～ R3.1.22	事後審査型条 件付一般競争 入札	68,222,000	77,204,600	88.37%	39
⑤	令和2年度下工公補第29号 北部第12-1汚 水幹線築造工事 (※上下水道管理局発注)	安濃建設(株)	土木一式	A1・A2	R2.11.24～ R3.3.12	事後審査型条 件付一般競争 入札	48,928,000	55,547,800	88.08%	16

令和3年度 業務委託及び指定管理における労働報酬下限額試行案件一覧

● 業務委託

試行 案件	契約件名	受注者	業種	履行期間	契約方法	契約金額 (円/税込み)	予定価格 (円/税込み)	落札率	入札 参加者	指名 業者数
①	津リージョンプラザ清掃業務及び環境衛生管理業務委託	近畿ビルサービス㈱ 三重営業所(市内支店業者)	清掃業務 (建築物清掃)	R3.5.1～R4.3.31	指名競争入札	月額1,169,850	月額1,452,000	80.57%	6	12
②	津市モーターボート競走場場内清掃業務委託	津グローバル管財㈱ (市内本店業者)	清掃業務 (建築物清掃)	R3.4.30～R4.3.31	指名競争入札	18,568,000	25,942,840	71.57%	3	26
③	津市モーターボート競走場施設清掃業務委託	津グローバル管財㈱ (市内本店業者)	清掃業務 (建築物清掃)	R3.4.30～R4.3.31	指名競争入札	11,587,950	33,275,000	34.82%	3	26
④	津市モーターボート競走場駐車場等警備業務委託	三重警備保障㈱津営業所 (市内支店業者)	人的警備業務	R3.5.5～R4.3.31	指名競争入札	1名当たり 日額10,800	1名当たり 日額11,000	98.18%	5	30
⑤	津市モーターボート競走場場内警備業務委託	㈱ニーズ (市内本店業者)	人的警備業務	R3.5.5～R4.3.31	指名競争入札	29,267,700	29,367,000	99.66%	3	39
⑥	津リージョンプラザお城ホール舞台設備管理操作業務委託	三重県舞台管理事業協同 組合(市内本店業者)	施設管理業務	R3.6.1～R4.3.31	指名競争入札	月額1,430,000	月額1,430,000	100.00%	1	24
⑦	令和2年度下施処合補第1－1号津市中央浄化センター(ポンプ棟)耐震補強詳細設計業務委託	㈱エフウォーターマネジ メント三重事務所 (市内支店業者)	工事に付随する 設計等業務	R3.6.8～R4.2.28	事後審査型 条件付 一般競争入札	26,312,000	33,063,800	79.58%	2	公告
⑧	令和3年度下工公補第1－2号棕本処理区公共下水道実施設計等(基本・詳細)業務委託	㈱三水コンサルタント 三重事務所 (市内支店業者)	工事に付随する 設計等業務	R3.6.4～R4.2.25	事後審査型 条件付 一般競争入札	34,419,000	43,590,800	78.96%	27	公告
⑨	令和3年度北道維担第1－38号津地区街路樹維持管理業務委託(その4)	㈱グリーンデイズ (市内本店業者)	清掃業務 (造園)	R3.6.11～ R3.11.29	指名競争入札	11,000,000	16,318,500	67.41%	6	18
⑩	令和3年度水施第1－9号高茶屋浄水場電気計装設備等更新工事に係る詳細設計業務委託	㈱西日本技術コンサル タント三重事務所 (市内支店業者)	工事に付随する 設計等業務	R3.7.6～R4.3.15	事後審査型 条件付 一般競争入札	21,780,000	27,368,000	79.58%	3	公告

令和3年度 業務委託及び指定管理における労働報酬下限額試行案件一覧

● 指定管理

試行 案件	指定管理名	指定管理者	業種	指定期間	指定方法	指定管理料 (円/税込み)	指定管理料 上限額 (円/税込み)	割合	応募者	-
①	津市民テニスコートの管理	三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ(構成員代表者 三幸㈱(県外業者))	—	R3.4.1～R6.3.31	地方自治法第244条の2第3項※の規定に基づき施設の管理を行わせることとして、公募により指定管理者を選定し、市議会の議決(R2.12.23)を以て指定	R3年度 36,812,000	R3年度 37,000,000	99.49%	1	—

令和3年度 工事における労働報酬下限額試行案件一覧

試行 案件	契約件名	受注者	工事種別	格付等	履行期間	契約方法	契約金額 (円/税込)	予定価格 (円/税込)	落札率	入札参加者 数
①	令和2年度営教総補第70号津市立修成小学校長寿命 化改修工事	草深林業(株)	建築一式	A	R3.7.1～ R4.2.10	条件付一般競 争入札	152,911,000	169,906,000	90.00%	13
②	令和2年度営教総補第71号津市立朝陽中学校長寿命 化改修工事	(株)アイケーディ	建築一式	A	R3.7.1～ R4.2.10	条件付一般競 争入札	183,260,000	203,634,200	89.99%	13
③	令和3年度建整橋維補継第1号津興橋大規模更新事業 旧橋(下部工)撤去等工事	(株)奥村組 三重営業所	土木一式	実績(東海3 県内本・支 店)	R3.8.27～ R4.8.1	条件付一般競 争入札	413,358,000	459,295,100	90.00%	3
④	令和3年度水工第3号片田新町地内配水管布設工事 (※上下水道管理課発注)	勢和建设(株)	土木一式(配 水管工事)	A1	R3.5.21～ R3.12.15	条件付一般競 争入札	159,588,000	179,069,000	89.12%	28
⑤	令和3年度水工第4号豊が丘三丁目地内配水管布設工 事 (※上下水道管理課発注)	(株)マスカワ	土木一式(配 水管工事)	A1	R3.5.21～ R3.12.15	条件付一般競 争入札	163,779,000	183,854,000	89.08%	29
⑥	令和3年度下施雨水補継第1号半田川田ポンプ場ポン プ設備(No. 3ポンプ等)築造工事 (※上下水道管理課発注)	(株)電業社機械製作所 名 古屋支店	機械器具設置	実績(東海3 県内本・支 店)	R3.6.9～ R5.2.28	条件付一般競 争入札	302,225,000	357,731,000	84.48%	12
⑦	令和3年度下施処合補継第1号津市中央浄化センターポ ンプ設備(5号雨水ポンプ等)改築工事 (※上下水道管理課発注)	(株)荏原製作所 中部支社	機械器具設置	実績(東海3 県内本・支 店)	R3.6.10～ R5.2.28	条件付一般競 争入札	337,150,000	400,936,800	84.09%	10
⑧	令和3年度下工公補第5号安濃川上流左岸第二排水区 排水路整備工事 (※上下水道管理課発注)	吉村工業(株)	土木一式	A1	R3.8.3～ R4.2.28	条件付一般競 争入札	144,804,000	167,823,700	86.28%	17
⑨	令和3年度下工公補継第1号町屋第2雨水幹線築造工 事 (※上下水道管理課発注)	藪建設(株)	土木一式	A1	R3.8.31～ R5.1.30	条件付一般競 争入札	351,263,000	390,300,900	90.00%	5

令和 3 年度
津市公契約条例
労働報酬下限額試行運用マニュアル
(事業者、労働者用)

令和 3 年 4 月
総務部 調達契約課

目 次

1	試行の目的	1
2	試行対象	1
3	試行内容	2
4	労働報酬下限額	3
5	労働報酬	3
6	基準額	7
7	労働状況台帳	9
8	受注関係者及び対象労働者への周知	14
9	申出	14
10	履行状況確認等	15
11	是正措置命令	15
12	ペナルティ	15
13	アンケート調査等	16
	様式等	17
	資料集	56

【様式等】

様式1	津市公契約条例労働状況台帳
様式2	津市公契約条例労働報酬下限額チェックシート
様式3-1	津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケート
様式3-2	津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート（事業者用）
様式3-3	津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート（労働者用）
様式4	労働環境の確保に係る誓約書
様式5	労働状況台帳提出外業者チェックシート
様式6	個人事業主名簿
様式7	個人事業主労働者性チェックシート

参考1	特記仕様書
参考2	労働報酬下限額
参考3	労働者へのお知らせ（見本）
参考4	労働環境等申出書（第6号様式）
参考5	労働環境等の申し出に対する報告書（第7号様式）
参考6	労働環境等報告要求書（第1号様式）
参考7	労働環境等報告書（第2号様式）
参考8	是正措置命令書（第4号様式）
参考9	是正措置報告書（第5号様式）

【資料集】

- ・提出書類一覧、提出書類の作成・提出に係る責任範囲
- ・個人事業主の労働者性確認手順
- ・労働報酬下限額試行に関するQ A

津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアル

1 試行の目的

津市公契約条例（以下「条例」という。）第4条第2項に基づき労働報酬下限額を定めることについて検討するにあたり、労働報酬下限額が本市の公共事業に従事する労働者の労働環境の確保のため有効かつ必要な施策となるよう調査、検討することを目的に、本市が発注する公契約において試行的に労働報酬下限額を設定した運用を図ることとし、その運用に必要な内容を定めた「津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）」を作成しましたので、入札等に参加する事業者、受注者及び受注関係者（以下「受注者等」という。）においては、本マニュアルに沿って事務処理等を進めるとともに、その内容を履行しなければなりません。

なお、マニュアル中の用語については条例で使用する用語の例によるものとします。

2 試行対象

労働報酬下限額の試行対象とする契約（以下「対象契約」という。）及び労働者（以下「対象労働者」という。）は、次のとおりです。

(1) 対象契約の種類

ア 工事

イ 業務委託

次に掲げる業務委託とします。

- ① 清掃業務
- ② 人的警備業務
- ③ 施設の管理業務
- ④ 設備の運転管理又は保守業務
- ⑤ 工事に付随する設計等業務
- ⑥ その他市長が指定する業務（工事に付随しない設計等業務）

ウ 指定管理

(2) 対象労働者の範囲

ア 労働基準法第9条に規定する労働者。ただし、指定管理にあつては労働基準法第9条に規定する労働者のうち指定管理者が直接雇用し、かつ、施設に常駐する者。

（例）正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者

イ 労働者性のある個人事業主

①から③の条件を全て満たす個人事業主（一人親方）を労働者性のある個人事業主とし、対象労働者とする。

- ① 資材の調達を自ら行わない者
- ② 建設機械その他の機械（手元工具を除く）を持ち込まない者
- ③ 個人事業主労働者性チェックシート（様式7）中、6項目以上に該当する者

※ 対象とならない者について

- ・ 家事使用人、同居親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者
- ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）

- ・ 公契約に係る業務に直接従事しない者（一般事務員、材料の製造に従事する者）
- ・ 労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員）
- ・ 対象契約への従事時間が1か月あたり30分未満の者
- ・ 労働者性の無い個人事業主（一人親方）（2(2)イに該当しない者）

3 試行内容

(1) 対象契約

それぞれの対象案件は次のとおりです。

ア 工事

予定価格が1億5,000万円（消費税及び地方消費税相当額込み）以上又は総合評価落札方式において低入札価格調査の対象となった工事

イ 業務委託

「2 試行対象（1）対象契約の種類 イ 業務委託」に示した業務の中から、予定価格が1,000万円（消費税及び地方消費税相当額込み）以上で、かつ競争により契約している案件を抽出します。

ウ 指定管理

指定管理料1,000万円（消費税及び地方消費税相当額込み）以上で、かつ公募により指定管理者を決定している案件を抽出します。

(2) 試行に係る事務等

受注者等が行う事務等については次のとおりです。

ア 対象契約の発注時

対象契約の発注にあたっては、特定公契約の発注時と同様に、入札公告、指名通知、見積依頼書等に、労働報酬下限額の試行対象であることを明記した上で通知します。

通知一式又は設計図書には、労働報酬下限額試行のお知らせ、特記仕様書（参考1-1、1-2、1-3）及び労働報酬下限額（参考2）（以下「労働報酬下限額」という。）を添付しますので、事業者は、通知一式に添付された特記仕様書に明記された内容を了解した上で入札等に参加してください。

イ 契約の締結

- ・ 受注者は、契約書に添付された特記仕様書及び誓約事項に明記された内容について、改めて了解した上で契約を締結してください。
- ・ 受注者は、契約締結後、受注関係者に、労働報酬下限額の試行について発注者から説明を受けた内容（受注関係者も試行の対象となること、対象労働者に書面により周知すること、対象労働者には労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、労働状況を記載した労働状況台帳を作成し提出すること、本市が実施するアンケートへの協力など。）を改めて説明するとともに、契約書に添付された「労働報酬下限額（参考2）」、契約締結時に配布された対象労働者への周知文書の見本である「労働者へのお知らせ（見本）（以下「見本」という。）（参考3）」、「労働状況台帳（様式1）」、「各アンケート（様式3-1、3-2、3-3）」及び本マニュアルを配布してください。
- ・ 受注者等は、対象労働者に、対象契約であることなどを、業務等が実施される現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知してください。

なお、書面については、配布された見本を参考に受注者等において作成してくだ

さい。

ウ 受注関係者と下請契約、再委託契約等を締結する場合

受注者等は、下請負者等に対し労働報酬下限額の試行に伴う事務及び労働環境の確保に係る誓約書の内容について、説明し、了解を得ておいてください。

受注関係者は下請契約、再委託契約等の締結時に「労働環境の確保に係る誓約書（様式4）」を受注者に提出してください。

※ 業務委託における再委託が可能な場合

本市は、委託業務の再委託を禁止していますが、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務（以下「補助的業務」という。）については、あらかじめ発注者（津市長又は津市上下水道事業管理者）の書面による承諾を得た場合は、この限りではないものとしています。

詳細は契約書（約款）、仕様書で定めるところとします。

エ 契約（履行）期間中及び終了後

- ・ 受注者等は、対象労働者に労働報酬下限額以上の報酬を支払ってください。
- ・ 受注者等は、対象契約に係る労働状況台帳を作成してください。
- ・ 受注者等は、受注者等及び対象労働者に対して本市が依頼するアンケート調査に協力してください。
- ・ 受注者は、労働状況台帳及びアンケートの回答（それぞれ受注関係者及び対象労働者分を含む。）を、その責任において取りまとめ（※）、発注者に提出してください。

また、受注関係者にあつては、労働状況台帳及びアンケート（それぞれ対象労働者分を含む。）の回答は受注者に提出してください。なお、労働状況台帳等の記載内容を見られたくない場合は労働状況台帳等を厳封し、受注者に提出してください。この場合、受注者は開封せずに発注者に提出してください。

※ 本マニュアルでの取りまとめとは、労働状況台帳の提出が必要な労働者の労働状況台帳を漏れなく回収することを指します。提出された労働状況台帳の内容確認、労働報酬下限額を下回った場合の調査・指導は不要です。

4 労働報酬下限額

労働報酬下限額とは、労働者に対して支払われる1時間当たりの労働報酬の下限額を指し、試行にあたっては、「津市職員初任給（高卒）を勘案した額」を基準として労働報酬下限額を算定します。

ただし、最低賃金の改定（毎年10月発効）により、最低賃金額が当該下限額を超えた場合は、最低賃金額を以て当該下限額とします。

5 労働報酬

労働報酬については、以下の手当等を算定対象として、そのうち対象契約に従事した労働に係る部分の合算額とします。

なお、一人の労働者が1か月の中で複数の業務（工事）に従事した場合、1か月の給与について、条例の対象分とその他の分の業務（工事）に按分します。その按分方法については労働時間の割合によるものとし、所定時間内労働のすべての労働時間に占める対象

契約の労働時間の割合となります。

(1) 本試行に係る労働報酬の定義

ア 労働報酬額

基本給＋基準内手当

イ 算定対象

- ・ 基本給
- ・ 基準内手当（毎月支払われる最低賃金制度の所定内給与に区分される諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く全ての手当）
（例）勤務地手当、職務手当、住宅手当

ウ 算定対象外

- ・ 臨時の給与
（例）結婚手当、1 か月を超える期間ごとに支払われる賞与等の賃金、精勤手当、継続勤務手当、奨励加給、能率手当
- ・ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・ 時間外、休日、深夜労働等に係る割増賃金

※ 労働の対価は、税金や社会保険料等を控除する前の金額であって、いわゆる手取りの賃金とは異なります。

上記における手当等の名称は、法令や一般的に使用される名称であって、手当等の算出については、名称のみでなく、支給基準や実態によって判断してください。

(2) 労働報酬の捉え方

(1)のことを踏まえ、労働報酬の捉え方について次のとおり示します。

(例1) 月払い賃金のケース

【基本情報】

- 従事した業務
 - ・ A業務（工事）：試行対象業務（工事）
 - ・ B業務（工事）：その他の業務（工事）
- 労働時間
 - ・ すべての労働時間 所定時間内労働 160時間・・・①
 - ・ A業務（工事）労働時間 所定時間内労働 120時間・・・②
 - ・ B業務（工事）労働時間 所定時間内労働 40時間
- 賃金
 - ・ 基本給 180,000円・・・③
 - ・ 職務手当 20,000円・・・④

【労働報酬額・試行対象（A業務（工事））分】

$$(\textcircled{3} 180,000\text{円} + \textcircled{4} 20,000\text{円}) \times (\textcircled{2} 120\text{時間} \div \textcircled{1} 160\text{時間}) \\ = \underline{150,000\text{円}}$$

(例2) 日給（日雇い労働者）・月払いのケース

【基本情報】

- 従事業務
 - ・ A業務（工事）：試行対象業務（工事）
 - ・ B業務（工事）：その他の業務（工事）
- 労働日数
 - ・ すべての労働日数 30日
 - ・ A業務（工事）労働日数 20日・・・①
 - ・ B業務（工事）労働日数 10日
- 労働時間
 - ・ 1日当たり8時間・・・②
 - ・ A業務（工事）労働時間 160時間（①20日×②8時間）・・・③
- 賃金
 - ・ 日給 9,000円・・・④
 - ・ 職務手当 なし

【労働報酬額・試行対象（A業務（工事））分】

$$\textcircled{1} 20\text{日} \times \textcircled{4} 9,000\text{円} = \underline{180,000\text{円}}$$

(例3) 時間給（アルバイト）・月払いのケース

【基本情報】

- 従事業務
 - ・ A業務（工事）：試行対象業務（工事）
 - ・ B業務（工事）：その他の業務（工事）
- 労働日数
 - ・ すべての労働日数 30日
 - ・ A業務（工事）労働日数 20日・・・①
 - ・ B業務（工事）労働日数 10日
- 労働時間
 - ・ 1日当たりの労働時間 2時間・・・②
 - ・ A業務（工事）労働時間 40時間（①20日×②2時間）・・・③
- 賃金
 - ・ 時給 875円・・・④
 - ・ 職務手当 なし

【労働報酬額・試行対象業務（A業務（工事））分】

$$\textcircled{3} 40 \text{ 時間} \times \textcircled{4} 875 \text{ 円} = \underline{35,000 \text{ 円}}$$

(例4) 個人事業主・請負契約、完了時一括払いのケース

【基本情報】

- 従事業務
 - ・ A業務（工事）：試行対象業務（工事）
 - ・ B業務（工事）：その他の業務（工事） A業務（工事）とは別契約
- 労働時間
 - ・ 契約対象期間のA業務（工事）総労働時間（見込み） 500時間・・・①
 - ・ 提出対象月のA業務（工事）総労働時間 120時間・・・②
- 一括払いされる報酬
(材料分等は経費として報酬から除きますが、法定福利費は含みます。)
 - ・ 1,000,000円・・・③

【労働報酬額・試行対象業務（A業務（工事））分】

一括払いされる報酬×（提出対象月のA業務（工事）総労働時間÷契約対象期間の総労働時間（見込み）） ③×（②÷①）

$$\textcircled{3} 1,000,000 \text{ 円} \times (\textcircled{2} 120 \text{ 時間} \div \textcircled{1} 500 \text{ 時間}) = \underline{240,000 \text{ 円}}$$

※提出対象月時点で総労働時間が未確定の場合は、労働状況台帳の作成ができないことから、総労働時間が確定後に作成し、受注者に提出してください。

※ 1か月の労働時間に1時間未満の端数が生じた場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとします。ただし、月における総労働時間のみ切捨て可能であることを注意してください。

なお、有給休暇を取得した場合は、その時間も含みます。

6 基準額

基準額とは、労働報酬下限額に対象契約に従事した時間数を乗じた額であり、対象契約においては、労働報酬額（対象労働者に支払われる報酬の総額）が基準額以上でなければなりません。

なお、「5 労働報酬」の例1～4を参考に基準額を算出し、それぞれの労働報酬額と比較した場合については、次のとおりとなります。

（例1） 月払い賃金のケースの場合

【労働報酬下限額】

890円に設定

【基準額】

A業務（工事）労働時間・所定時間内労働 120時間・・・②

②120時間×890円＝106,800円

【労働報酬額】

(③180,000円+④20,000円)×(②120時間÷①160時間)

＝150,000円

<比較結果>

労働報酬額（150,000円）が基準額（106,800円）以上であることから問題ありません。

（例2） 日給（日雇い労働者）・月払いのケースの場合

【労働報酬下限額】

890円に設定

【基準額】

A業務（工事）労働日数 20日・・・①

1日当たりの労働時間 8時間・・・②

A業務（工事）労働時間 160時間（①20日×②8時間）・・・③

③160時間×890円＝142,400円

【労働報酬額】

①20日×④9,000円＝180,000円

<比較結果>

労働報酬額（180,000円）が基準額（142,400円）以上であることから問題ありません。

(例3) 時間給（アルバイト）・月払いのケースの場合

【労働報酬下限額】

890円に設定

【基準額】

A業務（工事）労働日数 20日・・・①

1日当たりの労働時間 2時間・・・②

A業務（工事）労働時間 40時間（①20日×②2時間）・・・③

③40時間×890円＝35,600円

【労働報酬額】

③40時間×④875円＝35,000円

<比較結果>

労働報酬額（35,000円）が基準額（35,600円）未満であることから
条例及び規則に違反しているものとして、本市は、違反業者に対して、条例第7条
及び第8条の規定に基づく措置を講じます。

(例4) 個人事業主・請負契約、完了時一括払いのケース

【労働報酬下限額】

890円に設定

【基準額】

○ 労働時間

・ 契約対象期間のA業務（工事）総労働時間（見込み） 500時間・・・①

・ 提出対象月のA業務（工事）総労働時間 120時間・・・②

○ 一括払いされる報酬

（材料分等は経費として報酬から除きますが、法定福利費は含みます。）

・ 1,000,000円・・・③

②120時間×890円＝106,800円

【労働報酬額】

③1,000,000円×（②120時間÷①500時間）＝240,000円

<比較結果>

労働報酬額（240,000円）が基準額（106,800円）以上であることから
問題ありません。

**※提出対象月時点で総労働時間が未確定の場合は、労働状況台帳の作成ができないこ
とから、総労働時間が確定後に作成し、受注者に提出してください。**

7 労働状況台帳

労働報酬下限額の試行にあたっては、受注者等において労働状況台帳を作成し、本市が指定する期日までに提出することになります。

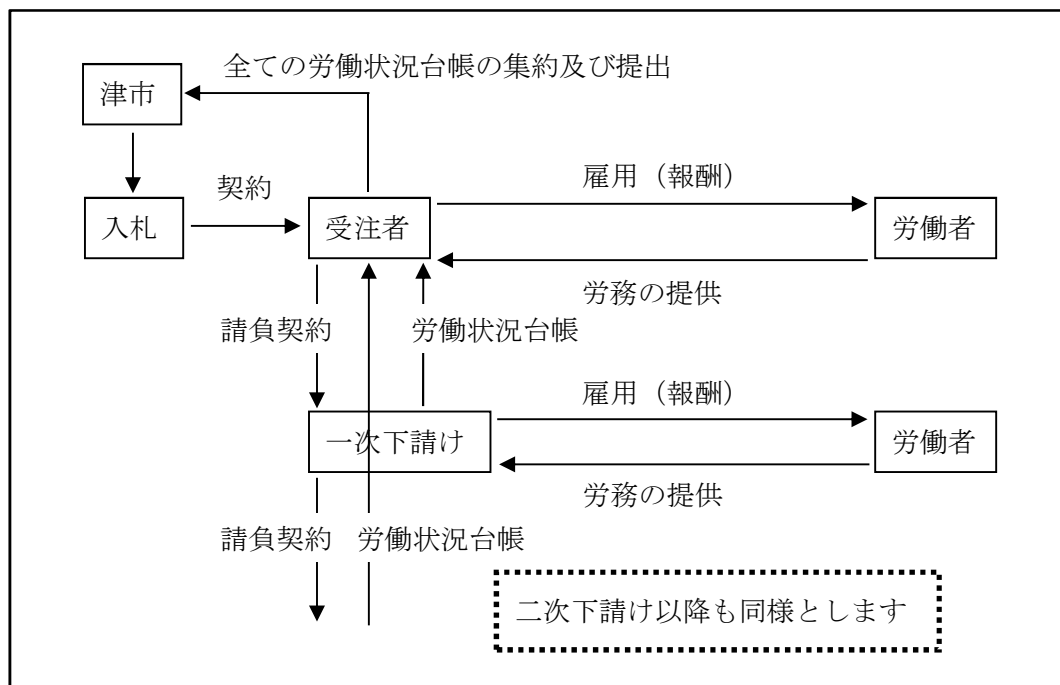
当該台帳については、対象労働者の対象契約における就労状況を把握するためのものであることから、発注者において、対象労働者の就労状況の確認や、労働報酬額が基準額を下回っていないかの確認を行います。

当該台帳の作成は、事業者ごとに作成することとします。ただし、労働者性のある個人事業主の当該台帳については、当該個人事業主と契約をする事業者が作成することとします。

受注者はその責任において、受注関係者の台帳についても取りまとめ、発注者に提出してください。

なお、確認後の当該台帳については、発注者において保存します。

<概要図>



(1) 労働状況台帳の作成対象者

2 (2) 対象労働者の範囲で示した労働者を作成対象者としてします。ただし、次に掲げる労働者は作成対象外とします。

ア 工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者（監理技術者補佐）

イ 提出対象月に対象契約に従事していない労働者

ウ 請負契約をしている個人事業主において、1回目の提出対象月時点で総労働時間が未確定の場合は、労働報酬下限額の時間単価が算出できないことから、1回目の提出時には作成は不要です。

ただし、総労働時間が確定する2回目（履行完了月）提出時に1回目の労働状況台帳も併せて提出が必要です（巻末のQ Aも参考にしてください）。

(2) 労働状況台帳の作成

受注者等は、対象月の報酬について、対象労働者名（労働者A、B等の仮名とします）、職種、労働時間等を記載した労働状況台帳を作成してください。当該台帳については、数式が入力された本市指定の津市公契約条例労働状況台帳（様式1）を使用することと

します。当該台帳の作成にあたっては、記入例や巻末のQ Aも参考にしてください。

なお、当該台帳の様式については、担当課からのメール又は、津市ホームページからのダウンロードにより取得できます。

(津市ホームページアドレス <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>)

(3) 労働状況台帳の提出

受注者等が個々に作成した台帳は、受注者に取りまとめて発注者へ提出してください(取りまとめとは、労働状況台帳の提出が必要な労働者の労働状況台帳を漏れなく回収することを指します。提出された労働状況台帳の内容確認、労働報酬下限額を下回った場合の調査・指導は不要です)。

なお、提出時期は、業務委託及び指定管理の場合と工事の場合で異なりますので、御注意ください。提出時期は、原則次のとおりですが、対象契約の内容によっては提出時期が変更になる場合があります。

工事の提出時期

回数	提出時期	提出する台帳	
		受注者等	個人事業主
1 回目	履行期間の中間日が属する月の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで	履行期間の中間日が属する月の対象契約に係る労働に対する労働報酬分の台帳	
2 回目	契約(履行)期間終了後、対象労働者に履行完了月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで	契約(履行)期間終了後、対象労働者に履行完了月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬分の台帳	1 回目時点で総労働時間が確定していないため、提出できなかった台帳

※ 履行期間が12月を超える場合は、発注者が提出時期を指定します(年度毎に1～2回)。

業務委託及び指定管理の提出時期

回数	提出時期	提出する台帳	
		受注者等	個人事業主
1 回目	契約締結後、対象労働者に最初のひと月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで	対象労働者に最初のひと月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬分の台帳	
2 回目	契約(履行)期間終了後、対象労働者に履行完了月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで	契約(履行)期間終了後、対象労働者に履行完了月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬分の台帳	1 回目時点で総労働時間が確定していないため、提出できなかった台帳

※ 履行期間が12月を超える場合は、発注者が提出時期を指定します（年度毎に1～2回）。

(4) 労働状況台帳提出対象の考え方

ア 労働状況台帳提出対象者の考え方

労働状況台帳の提出対象者は、提出対象月に従事していた者が対象となります。
次ページの例も参考にしてください。

イ 提出対象の労働報酬についての考え方

提出対象月に係る労働報酬支給日が複数ある場合の考え方は次のとおりとします。
巻末の労働報酬下限額試行に関するQ Aの例も参考にしてください。

① 初回月（業務委託及び指定管理）の考え方

履行期間の最初の日が含まれる労働報酬が提出対象とします。

② 中間月（工事）及び履行完了月（業務委託、指定管理及び工事）の考え方

当該月において対象契約に最初に従事した日が含まれる労働報酬が提出対象となります。

労働状況台帳提出対象者の考え方（例）

労働状況台帳の提出対象者は、提出対象月に従事していた者が対象となります。なお、対象月において1日でも対象契約に従事した場合は提出対象となります。

例1：工事における労働状況台帳提出対象者

履行期間：5月15日～2月28日 提出対象月：中間月、履行完了月

5月	6月	7月	8月	9月	中間月 10月	11月	12月	1月	履行完了月 2月
労働者A 従事期間 5月15日～2月28日									
←									→
労働者B 従事期間 5月15日～8月15日									
←	→								
労働者C 従事期間 9月25日～11月5日									
					←	→			
労働者D 従事期間 11月5日～2月5日									
						←	→		→
労働者E 従事期間 1月25日～2月28日									
								←	→

中間月における提出対象者＝中間月である10月に従事した労働者

労働者A、労働者C

履行完了月における提出対象者＝履行完了月である2月に従事した労働者

労働者A、労働者D、労働者E

例2：業務委託及び指定管理における労働状況台帳提出対象者

履行期間：5月15日～2月28日 提出対象月：初回月、履行完了月

初回月 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	履行完了月 2月
労働者A 従事期間 5月15日～2月28日									
←									→
労働者B 従事期間 5月15日～8月15日									
←	→								
労働者C 従事期間 9月25日～11月5日									
					←	→			
労働者D 従事期間 11月5日～2月5日									
						←	→		→
労働者E 従事期間 1月25日～2月28日									
								←	→

初回月における提出対象者＝初回月である5月に従事した労働者

労働者A、労働者B

履行完了月における提出対象者＝履行完了月である2月に従事した労働者

労働者A、労働者D、労働者E

(4) 労働状況台帳の提出方法

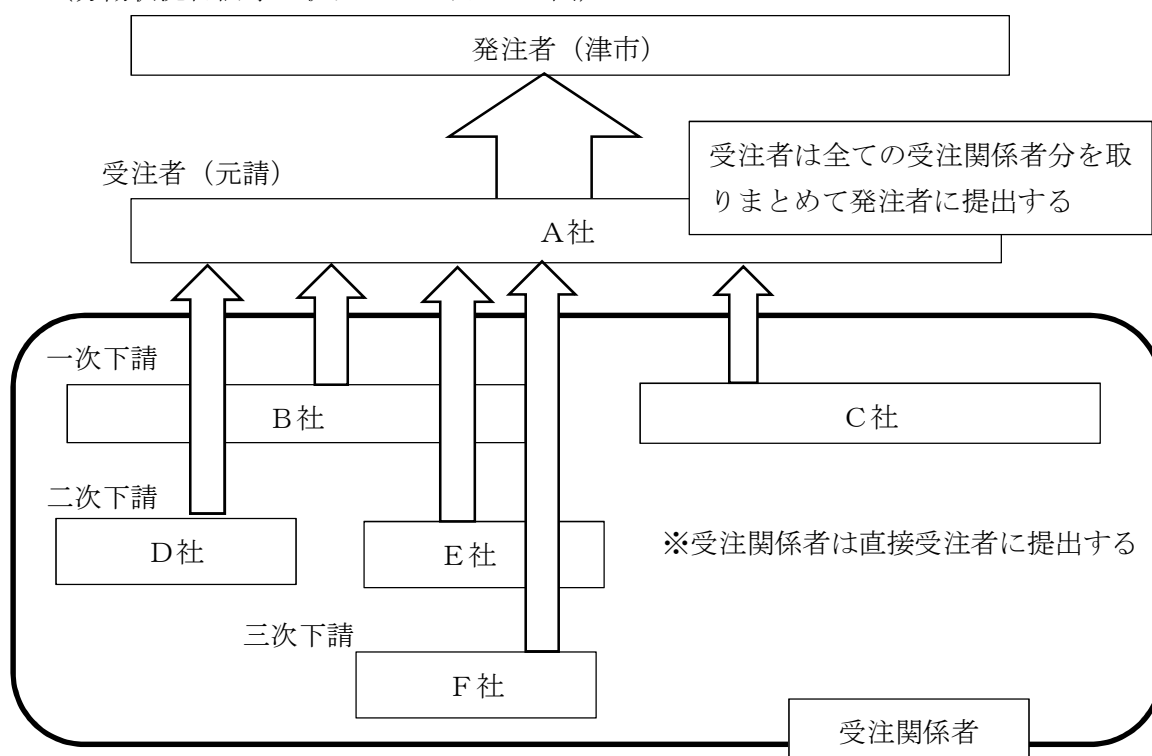
フラットファイル等に綴じて提出すること。

提出書類	備考
労働状況台帳表紙、労働状況台帳（様式1）	受注者、受注関係者の順に綴じること
アンケート（様式3-1、3-2、3-3）	1回目と2回目で提出するアンケートの様式が異なる
施工体系図	業務委託、指定管理は不要
労働環境の確保に係る誓約書（写）（様式4）	受注関係者がいない場合は不要
労働状況台帳提出対象外業者チェックシート（様式5）	労働状況台帳提出対象外業者がいない場合は不要
個人事業主名簿（様式6）	受注関係者に個人事業主がいない場合は不要

(5) 労働状況台帳等の取りまとめ方法

- ・ 労働状況台帳及びアンケートは受注者（元請）が受注関係者（下請等）のものを取りまとめ、発注者に提出してください。
- ・ 受注者は受注関係者の労働状況台帳の内容確認、調査、指導は不要です。
- ・ 受注関係者は、個人情報保護のため労働状況台帳を封筒に入れ、厳封した状態で受注者に提出することができます。この場合、受注者は封筒を開封してはいけません。
- ・ 労働環境の確保に係る誓約書は原本を受注者が保管し、写しを発注者に提出してください。

（労働状況台帳等の取りまとめイメージ図）



8 受注関係者及び対象労働者への周知

受注者は、受注関係者に当該業務が対象契約であることについて説明及び周知を行ってください。

また、受注者等は対象労働者に対して、次に掲げる事項を業務等が実施される現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知してください。

なお、書面については、契約締結時に配布された見本（参考 3）を参考に受注者等において作成してください。

※ 対象労働者への周知内容（必須項目）

- ・ 対象契約の名称
- ・ 受注者等の責務及び誓約事項
- ・ 労働者が市の相談窓口へ申出をすることができること及びその申出先
- ・ 試行の対象となる労働者の範囲
- ・ 労働報酬下限額の試行について

9 申出

条例の規定により、特定公契約に従事する労働者は、受注者等が条例に違反している疑いがあると思料するときは本市の相談窓口（以下「相談窓口」という。）にその旨を申し出ること（以下「違反申出」という。）ができ、対象労働者にあつては、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき労働報酬が支払われていない場合又は支払われた労働報酬額が基準額を下回っている場合においても、労働環境等申出書（参考 4）にその事実を証する書類を添付し相談窓口に申し出ることができます。

そのため、対象労働者は自分自身で報酬額、手当等の内訳、労働時間の内訳を把握し、津市公契約条例労働報酬下限額チェックシート（様式 2）を活用するなどして当該下限額を下回っていないかの確認を行っておく必要があります。

なお、受注者等は対象労働者が実際に違反申出を行った場合に、そのことを理由に、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはいけません。

違反申出する場合については、次のとおりとします。

(1) 違反申出の方法

違反申出については、本市指定の申出書（労働環境等申出書（参考 4））に事実を証する書類を添付し行ってください。

(2) 違反申出の方法

(3)の相談窓口に持参、又は郵送してください。

(3) 違反申出に係る相談窓口

ア 発注者が津市長の場合

- ・ 担当課 津市総務部調達契約課物品調達契約担当、工事契約担当
- ・ 所在地 〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号（津市本庁舎 7 階）
- ・ 電 話 059-229-3121、059-229-3122

イ 発注者が津市上下水道事業管理者の場合

- ・ 担当課 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
- ・ 所在地 〒514-0073 三重県津市殿村 5 番地
- ・ 電 話 059-237-5803

(4) 各様式の取得方法

ア 労働環境等申出書

(3)の相談窓口のほか、担当課及び津市ホームページより入手することができます。

(津市ホームページアドレス <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>)

イ 津市公契約条例労働報酬下限額チェックシート

当該チェックシートについては、数式が入力された本市指定の津市公契約条例労働報酬下限額チェックシート（様式2）を使用することとします。

なお、当該チェックシートの様式については、担当課からのメール又は、津市ホームページからのダウンロードにより取得できます。

(津市ホームページアドレス <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>)

※ 違反申出に係る対応結果の報告

労働環境等申出書（参考4）の該当欄をチェックし、違反申出に係る対応結果の報告を希望された場合は、当該申出への対応が済み次第、書面（労働環境等の申出に対する報告書（参考5））にて回答します。

10 履行状況確認等

受注者等の条例等の遵守状況や労働者からの違反申出について、その状況及び事実を確認する必要があると本市が認めるときには、受注者等に必要な報告、事務所・事業所等への立ち入り、関係書類その他の物件の検査、若しくは関係者への質問を求める場合があります。また、受注者等から提出されている労働状況台帳（対象契約に限る。）や労働者から示される違反申出の事実を証する書類などのほか、その他必要な資料の提出についても求める場合があります。なお、これらのことについては、受注者等に対し労働環境等報告要求書（参考6）により求めます。

受注者等にあつては、本市が労働環境等報告要求書（参考6）により通知を行った日から本市が指定する日以内に労働環境等報告書（参考7）により回答してください。

また、受注関係者への報告等の要求及び受注関係者からの回答については、当該受注関係者に直接行うものとします。

11 是正措置命令

遵守状況等を確認した結果、受注者等が条例等に違反していると認められるときは、当該違反を是正するために必要な措置を速やかに講ずることを是正措置命令書（参考8）により命じます。

なお、受注者等は、本市から違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられたときは、速やかに是正措置を講じ、当該措置の内容を是正措置報告書（参考9）により報告してください。

また、受注関係者への是正措置命令については、当該受注関係者に直接行うものとします。

12 ペナルティ

受注者等が条例等に違反が認められた場合や、次のいずれかに該当する場合は、対象契約を解除、違約金の徴収及び指名停止とすることがあります。

なお、対象契約の解除、違約金の徴収及び指名停止については、違反業者に対して個別に措置を講じることとし、受注者の連帯責任はありません。例えば、二次下請業者が何らかの違反をしたとしても、ペナルティは二次下請業者に対してのみ行い、受注者や一次下請業者に対しては連帯してペナルティを科さないこととします。

- (1) 受注者等が、「10 履行状況確認等」にある報告等について、その報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 本市からの是正措置命令に従わないとき。
- (3) 受注者等が、「11 是正措置命令」にある報告について、その報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 誓約事項に違反したとき。

13 アンケート調査等

労働報酬下限額の試行にあたり検討の資料とするため、対象契約の受注者等及び対象労働者に対して契約（履行）期間中に、次のとおりアンケート調査を行います。

アンケート調査については、本市指定のアンケート用紙（事業者用は様式3-1、3-2、労働者用は様式3-3）を使用することとします。当該用紙については、上記9(3)の相談窓口又は担当課で直接受け取る、担当課からのメール又は、津市ホームページからのダウンロードにより取得できます。

（津市ホームページアドレス <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）

なお、回答については、今後の方針決定の重要な資料となるため、受注者は全ての受注関係者や対象労働者にアンケート調査等への協力を依頼してください。回答の提出にあたっては、受注者が受注関係者分及び対象労働者分を取りまとめの上、労働状況台帳提出時に発注者へ提出してください。

提出時期	調査内容	調査対象
1回目の労働状況台帳提出と同時	津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケート ※受注者及び受注関係者 様式3-1を使用	受注者 受注関係者
2回目の労働状況台帳提出と同時	津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート ※受注者及び受注関係者 様式3-2を使用 ※対象労働者 様式3-3を使用	受注者 受注関係者 対象労働者

労働報酬下限額試行運用マニュアル 別紙資料

津市公契約条例労働状況台帳表紙

発注者：津市長 ・ 津市上下水道事業管理者

件名：

工期：年 月 日 ～ 年 月 日

報告時期：（ 1回目 ・ 2回目 ）提出分の労働状況台帳

事業者名等

所在地

商号又は名称

代表者の職名

〃 氏名

【様式 1】

津市公契約条例労働状況台帳(工事)

令和 年 月分

提出日

契約名		業者名	
工期	～ まで	所在地	
作成年月日		担当者名	
労働報酬の支払われるべき日		電話番号	
労働報酬計算対象期間(月)	～ まで	FAX	

No	労働者氏名等 (※記号でも可) 例:労働者A、労働者B	職種	労働報酬 下限額	全ての労働に 係る労働時間数	対象公契約に 係る労働時間数	算定労働時間 d	下限総額 (基準額)	労働報酬の 額 (公契約分) f	判定
			a	所定時間内 b	所定時間内 c		e=a×d		
1			890			0	0	#DIV/0!	***
2			890			0	0	#DIV/0!	***
3			890			0	0	#DIV/0!	***
4			890			0	0	#DIV/0!	***
5			890			0	0	#DIV/0!	***
6			890			0	0	#DIV/0!	***
7			890			0	0	#DIV/0!	***
8			890			0	0	#DIV/0!	***
9			890			0	0	#DIV/0!	***
10			890			0	0	#DIV/0!	***

【様式 1】

本市公契約条例労働状況台帳(工事)

令和 3 年 10 月分

提出日 令和3年12月28日

津市と受注者との契約名、
履行期間を入力します。

労働状況台帳の提出
対象年月を入力
します。

令和 3 年 10 月分

提出日 令和3年12月28日

労働報酬の
算定対象の額

基本給、最低賃金制度の所定内給与
に区分される諸手当のうち精皆動手
当、通勤手当及び家族手当を除く全
ての手当(勤務地手当、職務手当、住
宅手当)

契約名	〇〇〇〇〇〇	業者名	(株)〇〇〇〇
工期	令和3年5月25日 ~ 令和4年2月10日 まで	所在地	津市〇〇町〇〇番地〇
作成年月日	令和3年12月20日	賃金等の計算期間	担当者名 〇〇 〇〇
労働報酬の支払われるべき日	令和3年12月10日	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
労働報酬計算対象期間(月)	令和3年10月21日 ~ 令和3年11月20日 まで	FAX	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

<補助シート ※本補助シートは提出して頂く必要はありません。>
gを入力するとgが自動表示され、判定が表示されます。

No	労働者氏名等 (※記号でも可) 例:労働者A、労働 者B	職種	労働報酬 下限額	全ての労働に 係る労働時間数 所定時間内 b	対象公契約に 係る労働時間数 所定時間内 c	算定労働時間 d	下限総額 (基準額) e=a×d	労働報酬の 額 (公契約分) f	判定	按分率	労働報酬の 算定対象の額 g	労働報酬の 算定対象の額 (公契約分)=f
1	労働者A	普通作業員	890	100	30	30	26,700	45,000	○	30.00%	150,000	45,000
2	労働者B	普通作業員	890	120	80	80	71,200	120,000	○	66.67%	180,000	120,000
3	労働者C	交通誘導警備員A	890	200	200	200	178,000	200,000	○	100.00%	200,000	200,000
4			890			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
5			890					#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
6								#DIV/0!				
7						0	0	#DIV/0!				
8						0						
9						0			***	#DIV/0!		#DIV/0!
10			890			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
11			890			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
12						0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
13			890			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
14			890			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
15			890			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
16			890			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!

台帳作成対象と
なる労働者を仮
称(労働者A、B
など)で入力し
ます。

各労働者の
職種をリスト
から選択し
てください。

提出対象月と労働報酬計算
対象期間が一致しない場合等
は、エラーメッセージが表示さ
れますので、提出対象月又は
労働報酬計算対象期間の入
力に誤りや漏れがないか確認
してください。

所定時間内b:所定時間内
における総労働時間を入力し
ます。
所定時間内c:所定時間内b
のうち、対象契約に従事した
総労働時間を入力します。

所定時間cを入力す
ることにより自動表
示されます。

労働報酬の算定対
象の額gを入力する
ことにより自動表示
されます。

判定は自動表示されます。
労働報酬下限額以上であ
れば○(e≤f)、
労働報酬下限額を下回って
いれば×(e>f)
が表示されます。

労働報酬計算
対象期間(月)
における上記凡
例に示した「労
働報酬の算定
対象の額」の合
計を入力します。

太枠内を労働状況台帳として提出することになります。

記入例・工事

津市公契約条例労働状況台帳表紙

発注者：津市長 ・ 津市上下水道事業管理者

件名：

契約(履行・指定)期間：年 月 日 ～ 年 月 日

報告時期：（ 1回目 ・ 2回目 ）提出分の労働状況台帳

事業者名等

所在地

商号又は名称

代表者の職名

〃 氏名

【様式 1】

津市公契約条例労働状況台帳(業務委託・指定管理)

令和 年 月 分

提出日

契約名		業者名	
契約(履行・指定)期間	～ まで	所在地	
作成年月日		担当者名	
労働報酬の支払われるべき日		電話番号	
労働報酬計算対象期間(月)	～ まで	FAX	

No	労働者氏名等 (※記号でも可) 例:労働者A、労働者B	労働報酬 下限額	全ての労働に 係る労働時間数	対象公契約に 係る労働時間数	算定労働時間	下限総額 (基準額)	労働報酬の額 (公契約分) f	判定
		a	所定時間内 b	所定時間内 c	d	e=a×d		
1		890			0	0	#DIV/0!	***
2		890			0	0	#DIV/0!	***
3		890			0	0	#DIV/0!	***
4		890			0	0	#DIV/0!	***
5		890			0	0	#DIV/0!	***
6		890			0	0	#DIV/0!	***
7		890			0	0	#DIV/0!	***
8		890			0	0	#DIV/0!	***
9		890			0	0	#DIV/0!	***
10		890			0	0	#DIV/0!	***
11		890			0	0	#DIV/0!	***
12		890			0	0	#DIV/0!	***

凡例

基本給、最低賃金制度の所定内給与に区分される諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く全ての手当(勤務地手当、職務手当、住宅手当)

太枠内を労働状況台帳として提出することになります。

業務委託、指定管理 記入例

津市公契約条例労働報酬下限額チェックシート

【 様式 2 】

年 月分

契約名	
契約(履行)期間	～
業者名	
労働者名	
労働報酬計算対象期間(月)	～
労働報酬下限額	890

凡例

労働報酬の算定対象(例)	基本給、最低賃金制度の所定内給与に区分される諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く全ての手当(勤務地手当、職務手当、住宅手当)
--------------	---

※ 算定対象は個々の就業規則により異なります。

従事期間におけるすべての所定時間内労働時間(対象公契約従事時間を含む)

所定内労働時間数 a	
------------	--

対象公契約従事時間

所定内労働時間数 b		
算定労働時間 c	0	自動表示
下限総額(基準額) d	0	自動表示
按分割合 e	#DIV/0!	自動表示

労働時間による按分が必要なもの

労働時間による按分

労働報酬の算定対象額	f	#DIV/0!	自動表示
------------	---	---------	------

労働報酬額 h	#DIV/0!	自動表示
---------	---------	------

判定	#DIV/0!	自動表示
----	---------	------

【様式３－１】

【 津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケート 】

- 1 件 名 : _____
- 2 契約（履行）期間 : _____
- 3 受注者等名 : _____

※ 回答対象：受注者、受注関係者（下請業者、再委託業者、労働者性の無い個人事業主等）を対象とします。

質問１ 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務作業及び提出方法等について、課題や問題点はありますか。

(1) 台帳の様式について

ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

(2) 作成に係る事務作業について

ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

(3) 提出方法について

ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

質問２ 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

ア 津市が発行する津市公契約条例に関する手引及びマニュアルを配布し周知している。

イ 口頭により説明し周知している。

(2) 労働者への周知について

ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。

イ 個別に書面を交付し周知している。

質問３ 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

【様式３－１】

質問４ 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

ア 出していない イ 出ている

※「イ 出ている」を選択された場合、その内容を記入。

質問５ 労働報酬下限額について、設定金額（令和３年度は８９０円）はいかがですか。

ア 高い イ 低い ウ 妥当 エ その他

※「ウ 妥当」以外を選択された場合は、妥当と思われる金額とその理由を記入。

質問６ 津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルの内容について、御意見等ございましたら御記載ください。

（自由意見）

質問７ その他、条例に関して、御意見等ございましたら、御記載ください。

（自由意見）

～ 御協力ありがとうございました。 ～

【様式 3－2】

【 津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート 】

＜事業者用＞

※ 回答対象：受注者、受注関係者（下請業者、再委託業者、労働者性の無い個人事業主等）を対象とします。

1 件 名 _____

2 契約（履行）期間 _____

3 受注者等名 _____

質問 1 条例では、受注者は下請業者等や労働者へ条例の内容を周知すること
となっていますが、どのような方法で周知していますか。（複数回答可）

ア 作業場の見やすい場所に掲示し周知している。

イ 個別に書面を交付し周知している。

ウ 口頭により説明し周知している。

エ その他（ _____ ）

（自由意見）

--

質問 2 下請業者等や労働者から条例に関すること（対象労働者の範囲や労働
報酬下限額）について、相談や問い合わせを受けたことがありますか。

ア なかった。

イ あった。

（自由意見）

--

【様式 3－2】

質問 3 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式や提出方法等について、見直しが必要と考える点がありますか。

(1) ア ない。

イ ある。

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

(内 容)

--

質問 4 労働報酬下限額の金額や設定の考え方に関し、課題と考える点がありますか。

(1) ア ない。

イ ある。

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

(内 容)

--

質問 5 当該契約が条例の対象となったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者の賃金に変化はありますか。

ア ない。

イ ある。

(自由意見)

--

【様式 3－2】

質問 6 津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルの内容について、御意見等ございましたら御記載ください。

(自由意見)

質問 7 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

(自由意見)

御協力ありがとうございました。

【様式 3－3】

【 津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート 】

＜労働者用（労働者性のある個人事業主を含む）＞

- 1 件 名 _____
- 2 契約（履行）期間 _____
- 3 受注者等名 _____

質問 1 あなたの年齢を教えてください。

- ア 10代
- イ 20代
- ウ 30代
- エ 40代
- オ 50代
- カ 60代以上（60代・70代・80代以上）

質問 2 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、十分な周知がなされていますか。

- ア 十分だと感じる。
- イ 不十分だと感じる。
- ウ そもそも周知されていない。

（自由意見）

--

質問 3 当該契約は労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

- ア ない。
- イ 増えた。
- ウ 減った。
- エ わからない。

【様式 3－3】

(自由意見)

質問 4 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

(自由意見)

御協力ありがとうございました。

【様式 4】

令和 年 月 日

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名

様

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名

※自署又は記名押印

労働環境の確保に係る誓約書

津市公契約条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第 8 条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第 7 条第 1 項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第 9 条第 1 項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。
- 8 労働報酬下限額の試行について
 - (1) 試行対象契約に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。
 - (2) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。
 - (3) ○○○○○（以下「元請業者」という。）が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を元請業者に提出すること。なお、労働状況台帳は元請業者を経由して津市へ提出される。
 - (4) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力すること。

【様式 4】

- (5) 労働報酬下限額の試行に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。
- (6) 対象契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、当該試行について周知を徹底するとともに、労働環境の確保に係る誓約書を元請業者へ提出させること。なお、当誓約書の写しは元請業者を経由して津市へ提出される。
- (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。

【様式 4】

【記入例】

令和 XX 年 XX 月 XX 日

住所（所在地） 津市△△町△△番地△
 商号（名称） (株)○○建設
 代表者氏名 代表取締役 ○○ □□ 様

下請契約を締結した日
 を記入して下さい。

下請業者である(有)●●土木が
 元請業者である(株)○○建設に
 対して誓約します。
 なお、二次下請以降の業者も元
 請業者に対して誓約します。

住所（所在地） 津市■ ■町 ■番 ■号
 商号（名称） (有)●●土木
 代表者氏名 代表取締役 ●● ▲▲
 ※自署又は記名押印

労働環境の確保に係る誓約書

津市公契約条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、下記事項につ
 いて了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報について異議
 はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第 8 条に掲げる関係法令（次項において単に「関係
 法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関からは是正勧告等があった場合は、津市長又は津
 市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第 7 条第 1 項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応
 すること。
- 4 労働者が条例第 9 条第 1 項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働
 者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の
 請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。
- 8 労働報酬下限額の試行について
 - (1) 試行対象契約に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該
 試行につ 関係法令に違反し、関係機関からは是正勧告等があった場合は、津市長又は津
 市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
 について 元請業者名を記入して下さい。
 - (2) 対象労働者に 労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。
 - (3) (株)○○建設（以下「元請業者」という。）が指定する期日までに対象契
 約に係る労働状況台帳を元請業者に提出すること。なお、労働状況台帳は元
 請業者を経由して津市へ提出される。
 - (4) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力する

【様式 4】**【記入例】**

こと。

- (5) 労働報酬下限額の試行に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。
- (6) 対象契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、当該試行について周知を徹底するとともに、労働環境の確保に係る誓約書を元請業者へ提出させること。なお、当誓約書の写しは元請業者を経由して津市へ提出される。
- (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。

【様式5】 労働状況台帳提出対象外業者チェックシート

労働状況台帳を提出していない全ての事業者等について入力し、労働状況台帳と同時に提出すること。

事業者等の名称	提出対象外理由 (下記1～4のいずれかを入力。)

【提出対象外理由】

- 1 従事者が労働報酬下限額対象外の労働者のみである。

労働報酬下限額試行対象外の労働者

- ・家事使用人、同居親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者
- ・最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- ・労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員）
- ・対象契約への従事時間が1か月あたり30分未満の者
- ・労働者性のない個人事業主

- 2 従事者が労働状況台帳作成対象外の労働者のみである。

（労働報酬下限額以上の支払は必要）

労働状況台帳作成対象外の労働者

- ・現場代理人、主任技術者、監理技術者（下請業者の技術者を含む）
- ※下請業者の技術者とは建設業法上配置が必要な技術者を指し、建設業の許可を有さない下請業者や警備業務の責任者は該当しない。

- 3 提出対象月に当該公契約に従事していない。

対象となる例

労働状況台帳提出対象月 8月、公契約に従事した日 7月1日～8月1日の場合
8月に従事期間があるため、提出対象となる。

対象外となる例

労働状況台帳提出対象月 8月、公契約に従事した日 6月1日～7月31日の場合
8月に従事期間がないため、提出対象外となる。

- 4 労働者性のある個人事業主で、請負による契約をしているが、請負契約期間の途中であり総労働時間が確定していない者。

総労働時間が確定後、労働状況台帳を作成すること。

（提出時期は2回目の労働状況台帳の提出と同時とする。）

【様式5】 労働状況台帳提出対象外業者チェックシート

記入例

労働状況台帳を提出していない全ての事業者等について入力し、労働状況台帳と同時

事業者等の名称	提出対象外理由 (下記1～4のいずれかを入力。)
(株)〇〇〇〇	3
(有)△△△△	2
	1
■ ■ ■ ■	4
受注者が労働状況台帳を提出していない全ての事業者等について、提出対象外の理由を入力してください	

【提出対象外理由】

- 1 従事者が労働状況台帳作成対象外の労働者のみである。

労働報酬下限額試行対象外の労働者

 - ・家事使用人、同居親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者
 - ・最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
 - ・労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員）
 - ・対象契約への従事時間が1か月あたり30分未満の者
 - ・労働者性のない個人事業主
- 2 従事者が労働状況台帳作成対象外の労働者のみである。

（労働報酬下限額以上の支払は必要）

労働状況台帳作成対象外の労働者

 - ・現場代理人、主任技術者、監理技術者（下請業者の技術者を含む）

※下請業者の技術者とは建設業法上配置が必要な技術者を指し、建設業の許可を有さない下請業者や警備業務の責任者は該当しない。
- 3 提出対象月に当該公契約に従事していない。

対象となる例

労働状況台帳提出対象月 8月、公契約に従事した日 7月1日～8月1日の場合
8月に従事期間があるため、提出対象となる。

対象外となる例

労働状況台帳提出対象月 8月、公契約に従事した日 6月1日～7月31日の場合
8月に従事期間がないため、提出対象外となる。
- 4 労働者性のある個人事業主で、請負による契約をしているが、請負契約期間の途中であり総労働時間が確定していない者。

総労働時間が確定後、労働状況台帳を作成すること。

（提出時期は2回目の労働状況台帳の提出と同時とする。）

【様式6】

個人事業主名簿

住所(所在地)

商号(名称)

代表者氏名

発注側記入欄		受注(個人事業主)側記入欄
個人事業主氏名	労働者性の有無	個人事業主署名(又は記名押印)

- ※ 個人事業主と下請負契約、再委託契約等を締結する事業者は作成してください。
- ※ 個人事業主は、受注側記入欄の内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印してください。
- ※ 記入欄は複数人分ありますが、1人の個人事業主につき、1枚ずつの作成も可とします。

【様式6】

【記入例】

個人事業主名簿

住所(所在地) 津市〇〇町〇〇番地〇〇

商号(名称) 株式会社〇〇建設

代表者氏名 〇〇 〇〇

発注側記入欄		受注(個人事業主)側記入欄
個人事業主氏名	労働者性の有無	個人事業主署名(又は記名押印)
△△ △△	有	△△ △△
□□ □□	無	□□ □□ 
①発注側(株式会社 〇〇建設)が記入する。		②個人事業主が①で記入 された内容を確認し、間違 いがないければ署名(手書 き)又は記名押印する。 ※氏名を印刷しただけのも のは不可。 (印刷＋押印は可)

- ※ 個人事業主と下請負契約、再委託契約等を締結する事業者は作成してください。
- ※ 個人事業主は、受注側記入欄の内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印してください。
- ※ 記入欄は複数人分ありますが、1人の個人事業主につき、1枚ずつの作成も可とします。

【様式7】

個人事業主労働者性チェックシート

貴社が①及び②の両方に該当する個人事業主（一人親方）と下請負契約、再委託契約等を締結する場合は、契約締結時に当該個人事業主に対し下のチェック項目ごとに該当の有無を確認し、労働者性の有無を判断してください。

- ① 一人親方が仕事で使う機械・器具（手元工具は除く）は貴社が提供している。
- ② 一人親方が仕事で使う材料は貴社が提供している。

	チェック項目	該当する	該当しない
1	一人親方へ急な仕事を依頼した時、一人親方は断ることができない。		
2	一人親方の仕事が早く終わった時などに予定外の仕事を依頼した場合、一人親方は断ることができない。		
3	一人親方には貴社の就業規則など服務規律を適用している。		
4	一人親方の仕事の就業時間（始業・就業）は貴社が決めている。		
5	当日の仕事が早く終わった時、一人親方が仕事から上がるのには貴社の了解が必要である。		
6	仕事が早く終わった時に、一人親方が自分で見つけた他の現場の仕事に行くことを認めていない。		
7	工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、一人親方の日々の仕事の内容や方法は貴社が具体的な指示を出している。		
8	一人親方の都合が悪くなり、代わりの者が必要となった場合、貴社が代わりの者を探している。		
9	一人親方の仕事を代わりの者が行った場合の報酬は代わりの者に支払う。		
10	一人親方の通常ミスや一人親方の責任による作業遅延によって損害が生じた場合、貴社が負担する。		
11	一人親方の報酬（工事代金、賃金等）は一日当たりの単価など働いた時間によって決められている。		
合 計			

「該当する」が6項目以上の場合→労働者性「有」、労働報酬下限額試行対象労働者
「該当する」が6項目未満の場合→労働者性「無」、労働報酬下限額試行対象外労働者

【参考1-1工事】

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

【参考1-1工事】

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の試行について (1) 受注者は、試行対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力すること。 (6) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及びアンケート調査を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (8) 労働報酬下限額の試行に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。 1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請業者をはじめ、下請業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。 7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更が必要であると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条(設計図書の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要であると認められるときは、工期若しくは請負代金の変更の対象とするものとする。

【参考1-2 委託・約款使用】

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

【参考1-2 委託・約款使用】

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の試行について (1) 受注者は、試行対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力すること。 (6) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及びアンケート調査を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (8) 労働報酬下限額の試行に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 業務等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。 7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条(設計図書等の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。

【参考1-3委託・契約書使用】

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

【参考1-3委託・契約書使用】

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の試行について (1) 受注者は、試行対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力すること。 (6) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及びアンケート調査を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (8) 労働報酬下限額の試行に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 業務等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に從事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。 7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、業務委託契約書第●●条(委託業務の内容の変更等)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。

【参考 2】

令和 3 年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	8 9 0 円
---------	---------

【参考 3】

(見 本)

～ 労働者のみなさんへ津市公契約条例に関するお知らせ ～

下記案件は、津市公契約条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に規定された特定公契約であるとともに、試行的に労働報酬下限額が設定された案件（以下「試行対象案件」という。）です。

条例等の規定に基づき、本件に携わる労働者のみなさんへ、条例に基づく受注者等（受注者及び受注関係者のことをいう。）の責務、労働報酬下限額の試行内容などをお知らせします。

件 名	
発 注 者	津市長 ・ 津市上下水道事業管理者
(担当課)	部 課
履行場所	津市
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日

件名等を入力したものを受注者に配布しても構いません。

1 条例等に基づく受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、津市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は津市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 津市からの報告の求め及び立入検査その他津市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

2 条例等に基づく受注者等の誓約事項

- (1) 規則第8条に規定する関係法令を遵守すること。
- (2) (1)の関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、直ちに津市（本件の契約担当課）へ報告すること。
- (3) 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- (4) 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- (5) 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- (6) 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- (7) 津市長又は津市上下水道事業管理者が行う施策に協力すること。

【参考 3】

3 相談窓口の設置

条例等の規定においては、特定公契約に当たる本件に携わる労働者のみなさんは、本件の労働条件や労働環境について、万一疑問に思われるようなことがあれば、津市が設置する相談窓口にご相談することができます。

なお、相談方法については、津市指定の申出書に当該申出の事実を証する書類を添付した上で、相談窓口へ持参又は郵送してください。また、当該申出書については、下記相談窓口のほか、契約担当課及び津市ホームページより入手することができます。（津市ホームページアドレス <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）

(1) 発注者が津市長の場合

相談窓口：津市総務部 調達契約課（〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号 津市本庁舎 7 階）

電 話：059-229-3121（物品調達契約担当）、059-229-3122（工事契約担当）

(2) 発注者が津市上下水道事業管理者の場合

相談窓口：津市上下水道管理局 上下水道管理課（〒514-0073 津市殿村 5 番地）

電 話：059-237-5803（契約財産担当）

4 労働報酬下限額の試行

労働報酬下限額とは、受注者等が労働者に支払う 1 時間当たりの労働報酬の下限額のことを指します。

労働報酬下限額の試行にあたっては、試行対象案件に携わる労働者のうち労働報酬下限額の試行対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）には、受注者等から基準額（労働報酬下限額に労働時間に乗じた金額）以上の労働報酬が支払われることとなりますので、対象労働者は自分自身で報酬額、手当等の内訳、労働時間の内訳を把握し、津市が配付する「津市公契約条例労働報酬下限額チェックシート」を活用するなどして、実際に支払われた報酬額が基準額以上であるか否かの確認を行っておく必要があります。

その結果、報酬額が基準額未満であった場合には、対象労働者は上記 3 の相談窓口に出示することができ、また、当該申出をしたことを理由に、受注者等から解雇その他の不利益な取扱いを受けることはありません。

なお、当該チェックシートが必要な場合は、「3 相談窓口」又は「契約担当課」に問い合わせてください。

(1) 対象労働者について

ア 労働基準法第 9 条に規定する労働者とする。ただし、指定管理にあっては労働基準法第 9 条に規定する労働者のうち指定管理者が直接雇用し、かつ、施設に常駐する者。

（例）正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者

イ 労働者性のある個人事業主（一人親方）

※ 対象とならない者について

- ・ 家事使用人、同居親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者
- ・ 最低賃金法第 7 条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- ・ 公契約に係る業務に直接従事しない者（一般事務員、材料の製造に従事する者）
- ・ 労働基準法第 9 条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員）
- ・ 対象契約への従事時間が 1 か月あたり 30 分未満の者
- ・ 労働者性の無い個人事業主（一人親方）

(2) 労働報酬下限額

890円

【参考 4】

第 6 号様式（第 7 条関係）

労働環境等申出書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所
申出者 氏 名
連 絡 先

※ 自署でない場合は、記名と押印が必要です。

津市公契約条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

雇 用 事 業 者 名	
対 象 工 事 ・ 業 務 等 の 名 称	
公 契 約 従 事 期 間	
対 応 結 果 の 報 告	該当するものに○を記載してください。 ① 希望する ② 希望しない
申 出 内 容	

【参考5】

第7号様式（第7条関係）

（記号番号）

年 月 日

労働環境等の申出に対する報告書

（氏 名） 様

津市長（又は津市上下水道事業管理者） （氏 名） 印

津市公契約条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、 年 月 日に申出のありました内容について、下記のとおり対応しましたので報告します。

記

申 出 内 容	
対 応 内 容	

【参考 6】

第 1 号様式（第 5 条関係）

労働環境等報告要求書

（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（又は津市上下水道事業管理者） （氏 名） 印

津市公契約条例第 7 条第 1 項の規定により、下記の内容について、報告を求めます。

記

調 査 内 容	
報 告 期 限	年 月 日

【参考 7】

第 2 号様式（第 5 条関係）

労働環境等報告書

年 月 日

（宛先）津市長（又は津市上下水道事業管理者）

所在地

報告者 事業者名

代表者の役職・氏名

※ 自署でない場合は、記名と押印が必要です。

年 月 日付け（記号番号）で報告の求めのありました下記の内容について報告します。

記

調 査 内 容	
報 告 内 容	

【参考 8】

第 4 号様式（第 6 条関係）

是正措置命令書

（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（又は津市上下水道事業管理者） （氏 名） 印

津市公契約条例の規定
下記のとおり誓 約 事 項に違反していますので、津市公契約
条例第 8 条第 1 項の規定により是正措置を講ずることを命じます。

速やかに是正措置を講じ、当該措置の内容を報告してください。

記

対象工事・業務等 の 名 称	
違 反 の 内 容	
命 令 の 内 容	
報 告 期 限	年 月 日

【参考 9】

第 5 号様式（第 6 条関係）

是正措置報告書

年 月 日

（宛先）津市長（又は津市上下水道事業管理者）

所在地

報告者 事業者名

代表者の役職・氏名

※ 自署でない場合は、記名と押印が必要です。

年 月 日付け（記号番号）で是正措置命令のありました下記の内容について、津市公契約条例第 8 条第 2 項の規定により、是正措置を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

措置日	
命令の内容	
是正措置の内容	

提出書類一覧

提出書類	提出不要な場合等	提出期限
労働状況台帳	労働状況台帳提出対象外業者分は不要。	提出対象月に係る労働に対する労働報酬が支払われる日の属する月の翌月の末日まで
アンケート	労働者性のある個人事業主は労働者、労働者性の無い個人事業主は事業者として回答すること。	
労働環境の確保に係る誓約書	受注関係者がいない場合は不要。	
個人事業主名簿	受注関係者に個人事業主がない場合は不要。	
労働状況台帳提出対象外業者チェックシート	労働状況台帳提出対象外の業者がない場合は不要。	
施工体系図	業務委託、指定管理の場合は不要。	

※違反申出があった場合等は、上記の他に提出書類が必要

提出書類の作成・提出に係る責任範囲

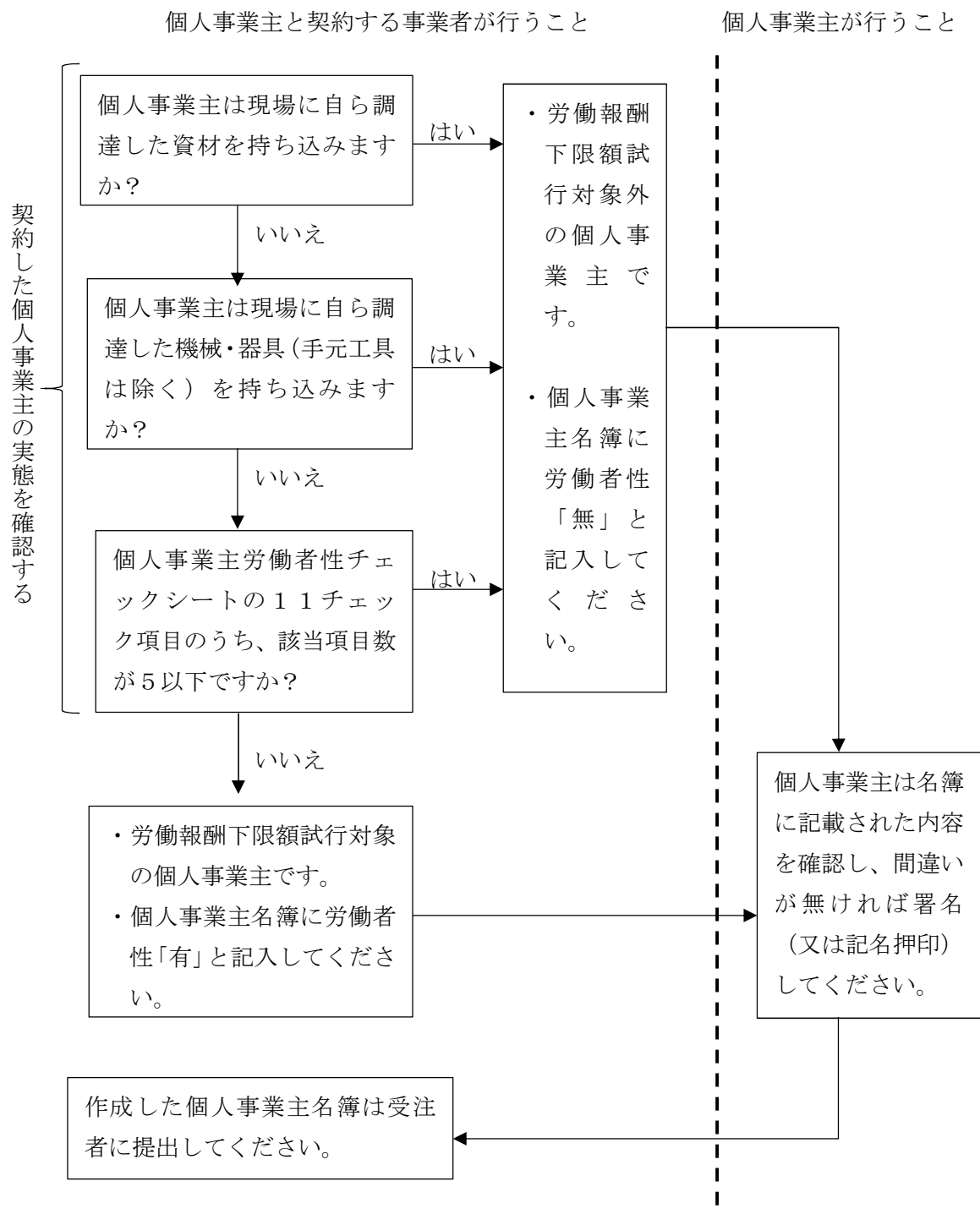
内容	作成・提出を行う者		備考
	受注者	受注関係者	
労働状況台帳の作成	○	○	それぞれ自社分を作成する。 ※労働者性のある個人事業主については、当該個人事業主と契約する事業者が作成する。
アンケートの回答	○	○	それぞれ自社（又は自社の労働者）が回答する。
労働環境の確保に係る誓約書の提出	—	○	受注関係者が下請（再委託）契約締結時に受注者（元請）に誓約し、提出する。 二次以降の下請であっても誓約の相手方は受注者（元請）とする。
個人事業主名簿の作成	○	○	個人事業主と下請（再委託）契約等を締結する者が作成する。 例：一次下請業者が二次下請業者として個人事業主と契約する場合は、一次下請業者が作成する。
労働状況台帳、アンケート、労働状況の確保に係る誓約書、個人事業主名簿の取りまとめ	○	—	受注者が受注関係者分を取りまとめて発注者に提出。
労働状況台帳提出対象外業者チェックシートの作成	○	—	労働状況台帳の提出対象外の業者がいた場合、受注者が対象外理由を把握した上でチェックシートを作成する。
労働状況台帳提出対象外業者のチェックシートの提出	○	—	受注者が提出する。
施工体系図	○	—	受注者が作成する（工事担当課に提出したのと同じ施工体系図で可）。

※受注者から提出された労働状況台帳の内容確認、調査、指導については発注者が行う。

個人事業主の労働者性確認手順

- ① 個人事業主と下請契約等を行う事業者は、以下の流れで当該個人事業主が労働報酬下限額試行対象となるか確認し、その結果を個人事業主名簿に記載してください。
(下記確認フロー図参照)
- ② 個人事業主は①で記載された名簿の内容を確認し、誤りがなければ署名(又は記名押印)してください。
- ③ 労働報酬下限額試行対象の個人事業主は、個人事業主自身が労働状況台帳を作成し、受注者へ提出することが必要です。

確認フロー図



労働報酬下限額試行に関するQA

No.	質問	回答
1	労働環境の確保に係る誓約書はいつ徴取しなければなりませんか。	下請契約、再委託契約等の締結と同時です。
2	労働環境の確保に係る誓約書(写)はいつ提出しなければなりませんか。	労働状況台帳の提出と同時に提出してください。
3	下請契約締結時に労働環境の確保に係る誓約書は必ず徴取しなければなりませんか。	公契約条例は受注者(元請)のほか、受注関係者(下請)も対象であるため、受注者以外の者であっても労働環境の確保に係る内容について誓約いただかなければなりませんので、誓約書の内容を理解していただいた上で、誓約書の提出は必要になります。 ただし、契約相手方が労働者性のある個人事業主の場合は、労働者として扱われますので、誓約書は不要です。
4	労働状況台帳は受注者分を提出すれば良いのですか。	受注者のほか、受注関係者も提出対象となっています。 ただし、労働者性の無い個人事業主(一人親方)や業務(工事)に直接従事しない事務員等は対象外となります。 また、現場代理人、主任技術者、監理技術者については労働報酬下限額の適用は受けませんが、労働状況台帳の提出対象外となります。
5	機械器具設置工事を受注しましたが、工場製作を含む工事になります。製作に係る労働者は労働報酬下限額の対象となりますか。	マニュアルP.2に記載の材料の製造に従事する者は対象ではありません。(P2.2(2)対象労働者の範囲※対象とならない者について参照)
6	下請業者も主任技術者を配置していますが、当該主任技術者は労働状況台帳の提出対象になりますか。	下請業者であっても、主任技術者は労働状況台帳の提出対象とはなりません。労働報酬下限額の適用は受けるので、労働報酬下限額以上の報酬を支払ってください。
7	建設業の許可を受けていない個人事業主は主任技術者になりますか。	建設業法上、主任技術者の配置が不要な場合は、施工体系図では主任技術者となっていないとしても、主任技術者には該当しません。従って、労働者性が有りと判断された場合は労働状況台帳の提出対象となります。
8	労働状況台帳提出対象の個人事業主の労働状況台帳は誰が作成しますか。	個人事業主と契約する事業者が作成してください。

労働報酬下限額試行に関するQA

No.	質問	回答
9	労働状況台帳提出対象の個人事業主と請負契約をしており、支払いは完了時の一括払いとなっています。労働報酬額はどのように計算しますか。 具体的には労働状況台帳提出対象月が中間月8月、履行完了月12月のとき、下記のように個人事業主と請負契約している場合はどのような計算となりますか。 請負金額: 200万円 契約期間: 7月1日～12月28日	マニュアルP.8のとおり、提出対象月の労働時間を総労働時間で除したものに請負金額を乗じて計算します。 なお、提出対象月時点で総労働時間が確定していない場合は、総労働時間が確定後、受注者に労働状況台帳を提出してください。 左記の例の場合、8月時点では請負金額200万円に対する総労働時間が未確定であることから、中間月での労働状況台帳の提出は不要ですが、履行完了月に8月分と12月分の労働状況台帳の提出が必要となります。
10	No.9の例において、契約期間が7月1日～12月28日までとしましたが、11月中に請負契約が完了した場合は、労働報酬の計算方法や提出時期はどうなりますか。	マニュアルP.8のとおり、提出対象月の労働時間を総労働時間で除したものに請負金額を乗じて計算します。 左記の例の場合、当初の契約期間が12月28日までだったとしても、12月に従事していないのであれば12月分の労働状況台帳の提出は不要です。 なお、履行完了月に8月分の労働状況台帳を提出することは必要です。
11	履行期間が5月25日からの業務委託を受注し、同日から労働者が従事しています。この場合、当社の給与の支給日は次のとおりです。どちらの給与が報告対象でしょうか。 ①5月20日×(6月10日支給、4月21日～5月20日労働分) ②6月20日×(7月10日支給、5月21日～6月20日労働分)	対象契約に従事した最初の日が含まれる給与が報告対象となります。 例の場合、5月25日から従事していることから、5月25日の労働に対する給与である②が対象となります。
12	工事を受注し、中間月が8月となっていますが、当社の8月の労働に対する給与支給日は次のとおりです。どちらの給与が報告対象でしょうか。 ①8月20日×(9月10日支給、7月21日～8月20日労働分) ②9月20日×(10月10日支給、8月21日～9月20日労働分)	対象月に係る給与支給日が複数ある場合は、支給日が早い方を対象とします。 例の場合は①が対象です。
13	日払い労働者の場合、いつの報酬が報告対象になりますか。	日払いの場合は、提出対象月に支払われた全ての報酬及び労働時間の合計が対象です。 例えば、提出対象月に日給1万円、1日8時間、20日間分が支払われた場合は、 1万円×20日＝20万円、8時間×20日＝160時間が報告対象となります。

労働報酬下限額試行に関するQA

No.	質問	回答
14	工事(業務)が当初の履行完了月より早く終わるのですが、この場合、労働状況台帳提出対象月はいつになりますか。 (例: 契約書の履行完了月: 2月、実際の工事(業務)が完了した月: 1月)	工事(業務)が実際に完了した月を履行完了月と判断します。 例の場合は1月を履行完了月としますので、1月が労働状況台帳提出対象月となります。
15	履行完了月が延長又は短縮となった場合、提出対象月はいつになりますか。 (例: 1月31日の履行期限が、2月28日まで延長となった場合)	契約上の履行期限に関わらず実際に工事(業務)が実際に完了した月を履行完了月と判断します。
16	提出対象月に、受注者及び受注関係者に労働状況台帳の提出対象労働者が一人もいないのですが。	その場合は提出対象月を変更しますので、事前にご相談ください。
17	点検業務を受注しましたが、当該業務は断続的に実施されます。この場合の初回と最終回の台帳提出月はいつになりますか。	業務内容及び履行期間を勘案し、個別に決定することとします。
18	労働状況台帳の代わりに労働者の給与明細の写しを提出したいのですが。	指定の労働状況台帳以外の提出は不可とします。
19	受注関係者から、労働状況台帳の内容を受注者に見られたくないとの意見があったのですが。	労働状況台帳の内容を受注者に見られたくない場合は、労働状況台帳を封筒に封入した状態で受注者に提出してください。 なお、受注者は封筒で提出された労働状況台帳は、開封することなく市へ提出してください。
20	受注関係者から、労働状況台帳を市へ直接提出したいとの意見があったのですが。	市への直接提出は不可とします。
21	同じ会社で給料日が異なる労働者がいる場合、労働状況台帳の「労働報酬の支払われるべき日」等の入力はどうのようにすれば良いですか。	報酬の支払日ごとに労働状況台帳を作成いただきますようお願いいたします。

労働報酬下限額試行に関するQA

No.	質問	回答
22	労働報酬下限額対象労働者がいない場合はアンケートの提出は不要ですか。	対象労働者がいなかったとしても事業者用のアンケートの提出が必要です。 なお、労働者性のある個人事業主は労働者用のアンケート提出が必要ですが、事業者用アンケートの提出は不要です。
23	受注関係者が誓約事項に違反した場合、受注者も連帯責任となりますか。	連帯責任とはなりません。

津市公契約条例に関するお問い合わせ

津市総務部調達契約課

所在地：〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号

電 話：059-229-3121、059-229-3122

F A X：059-229-3333、059-229-3209

メー ル：229-3121@city.tsu.lg.jp